

平成 18 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

山形大学

平成 19 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
認証評価結果	5
基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 教育の成果	28
基準7 学生支援等	30
基準8 施設・設備	35
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	37
基準10 財務	41
基準11 管理運営	43
意見の申立て及びその対応	47
<参 考>	49
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	51
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	54

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （1）大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- （2）評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- （3）大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

18年7月	書面調査の実施 評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月	運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理及び訪問調査での確認事項の決定）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定）
11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
19年1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3月	評価委員会の開催（意見の申立てへの対応の審議、評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成19年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会委員

相澤益男	東京工業大学長
赤岩英夫	国立大学協会専務理事
鮎川恭三	前愛媛大学長
池端雪浦	東京外国語大学長
内永ゆか子	日本アイ・ピー・エム株式会社取締役専務執行役員
岡本靖正	前東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	信州大学監事
北原保雄	日本学生支援機構理事長
木村靖二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
小出忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	日本女子大学長・理事長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	前東京都立九段高等学校長
曾我直弘	滋賀県立大学長
舘昭	桜美林大学教授
外村彰	株式会社日立製作所フェロー
檜崎憲二	読売新聞東京本社編集局次長
ハシムゲンマツ	南山大学長
福田康一郎	千葉大学教授
前原澄子	京都橘大学看護学部長
森正夫	愛知芸術文化センター総長
森本尚武	前信州大学長
山内一郎	学校法人関西学院理事長
山内芳文	筑波大学教授
吉川弘之	産業技術総合研究所理事長

は委員長、 は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
福 田 康一郎	千葉大学教授
前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
森 正 夫	愛知芸術文化センター総長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	筑波大学教授

は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第4部会)

鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
生 田 茂	筑波大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
吉 川 隆 一	滋賀医科大学長
住 岡 英 毅	滋賀大学教授
田 中 忠 次	東京大学教授
中 野 美知子	早稲田大学教授
森 本 尚 武	前信州大学長

は部会長、 は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
和 田 義 博	公認会計士、税理士

は部会長、 は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「 認証評価結果 」

「 認証評価結果 」では、「 基準ごとの評価 」において基準 1 から基準 11 のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、基準 1 から基準 11 の基準について、一つでも満たしていない基準があれば、当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を記述するとともに、その理由を記述しています。

さらに、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「 基準ごとの評価 」

「 基準ごとの評価 」では、基準 1 から基準 11 において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「 意見の申立て及びその対応 」

「 意見の申立て及びその対応 」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。

(4) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「 現況及び特徴 」、「 目的 」、「 自己評価の概要 」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成 18 年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

認証評価結果

山形大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

主要キャンパスが分散しているにもかかわらず、全学体制により、教養教育が適切に実施されている。

教員の活動をより活性化することを目的に、教員の評価を全学的に統一し、共通の視点で個人評価を行うシステムをつくり、実施している。

平成 16 年度に「地域ネットワーク F D “樹氷”」及び「生涯医学教育拠点形成プログラム 包括的地域医療支援機構創設」、平成 18 年度に「エリアキャンパス未来遺産創造プロジェクト」及び「体験と実習を礎とする職業観形成法の確立」が文部科学省現代 G P に採択されている。

教育委員会の下、全学体制で、全学統一形式のシラバスの作成、学生一人一人の G P A 等を記載した資料の作成ときめの細かい指導を実践している。

G P A 制度、アドバイザー教員制度及び学習サポート教員制度を柱として導入された「Y U サポートシステム」によって、学生の学習・生活支援に対して、日常的な取り組みが行われている。

教育方法の具体的な改善事例を『教養教育改善充実特別授業報告書』及び『授業改善ハンドブック』あつとodorok授業改善 山形大学実践編』などに紹介し、全学的な情報の共有を図っている。

ワークショップ・F D 合宿セミナー・公開授業などにより多角的に F D に取り組んでいる。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

大学院設置基準違反とは言えないが、各教科に係る「専攻」に準じる形で教育研究活動を実施している教育学研究科教科教育専攻の「専修」のいくつかでは、教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

大学院の一部の課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。

基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は学則において明確に述べられている。さらに、その目的を具体化した活動方針として、大学を取り巻く状況の検討の上で「山形大学のあるべき姿」を取りまとめ、大学の基本理念等、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針をより明確にしている。それに基づき、大学全体及び学部ごとの教育理念を「山形大学の教育理念等」として定め、養成しようとしている人材像をはじめ、達成しようとする基本的な成果等を明らかにしている。

また、これまでの上記の展開を受けた内容で、国立大学法人山形大学中期計画として、文部科学大臣に提示し認可を受けている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の基本理念として「自然と人間の共生」を掲げ、「教育・研究・地域貢献に真摯に取り組み、次世代を担う人材の育成、知の探求・継承・発展及び豊かな地域社会の実現に努め、もって人類全体の幸福と国際社会の平和的・持続的発展に貢献する」ことを目的としており、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1 - 1 - 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院規則において、大学院の目的として、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と明記し、課程の目的として、修士課程は、「広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」、博士課程は、「専攻分野の研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を掲げている。「山形大学のあるべき姿」の中で、大学院の教育研究活動の基本的な方針もこの目的に沿って定められている。

これらのことから、大学院の目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的、使命、理念、中期目標及び中期計画等を、大学ウェブサイトをはじめ、大学概要、学生便覧により大学の構成員に周知を図っている。また、新採用教職員の研修、学生の入学時及び各学部の学生へのガイダンス等を機会として周知を図っている。

これらのことから、目的が、大学の構成員に周知されていると判断する。

1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

「山形大学のあるべき姿」、「山形大学の教育理念」等を大学ウェブサイトで広く社会に公表している。さらに、教育理念及びアドミッション・ポリシーを入学者選抜要項に掲載し、学校説明会や山形県内4地域（庄内、最上、村山、置賜）で実施しているオープンキャンパスにおいて配布している。

これらのことから、目的は、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

文系と理系の広い分野にわたって、基礎研究と応用研究の多様な成果を活かした教育が十分可能な6学部21学科で構成されている。すなわち、人文学部、地域教育文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部の6学部を置き、人文学部は、人間文化学科・法経政策学科の2学科、地域教育文化学部は、地域教育学科・文化創造学科・生活総合学科の3学科、理学部は、数理科学科・物理学科・物質生命化学科・生物学科・地球環境学科の5学科、医学部は、医学科・看護学科の2学科、工学部は、機能高分子工学科・物質科学工学科・機械システム工学科・電気電子工学科・情報科学科・応用生命システム工学科の6学科、農学部は、生物生産学科・生物資源学科・生物環境学科の3学科で構成されている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

- 2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教育担当副学長を委員長とする教育委員会を置き、その下に教養教育専門委員会と教養教育実施委員会を設けている。教養教育専門委員会で「山形大学教養教育の基本方針」を定め、その中で、専任の全教員が教養教育授業科目区分の少なくとも一つに登録することを求め、全教員が責任を負う全学体制で教養教育を実施している。また、教養教育の実施が「山形大学教養教育の基本方針」に基づいていることから、その理念や教育目標・内容の体系性・継続性が確保され、カリキュラムが維持・管理されている。

教養教育の実施に当たっては、教養教育実施委員会の下で、小白川（人文学部・地域教育文化学部・理学部）飯田（医学部）米沢（工学部）鶴岡（農学部）の各学部の主要キャンパスのうち、小白川にある3学部を幹事学部として責任・実施体制を強化している。また、教養教育担当教員用の「教養教育マニュアル」を作成し、教育方法の統一を図っている。

このように、主要キャンパスが分散しているにもかかわらず、教養教育の実施に工夫がなされ、責任体制が明確になっている。

これらのことから、教養教育の実施体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、5研究科27専攻で構成されている。すなわち、社会文化システム研究科、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科の5研究科を置き、社会文化システム研究科は文化システム専攻・社会システム専攻の修士課程2専攻、教育学研究科は学校教育専攻・教科教育専攻の修士課程2専攻、医学系研究科は看護学専攻の修士課程1専攻、医学専攻の博士課程1専攻、生命環境医科学専攻（独立専攻）の博士前期・後期課程1専攻、理工学研究科は数理学専攻・物理学専攻・物質生命化学専攻・生物学専攻・地球環境学専攻・機能高分子工学専攻・物質化学工学専攻・機械システム工学専攻・電気電子工学専攻・情報科学専攻・応用生命システム工学専攻・ものづくり技術経営学専攻（独立専攻）・生体センシング機能工学専攻（独立専攻）の博士前期課程13専攻、地球共生圏科学専攻・物質生産工学専攻・システム情報工学専攻・生体センシング機能工学専攻（独立専攻）の博士後期課程4専攻、農学研究科は生物生産学専攻・生物資源学専攻・生物環境学専攻の修士課程3専攻で構成されている。

さらに、連合大学院として岩手大学大学院連合農学研究科（博士課程）を担っている。

これらの専攻のうち、独立専攻である、医学系研究科の生命環境医科学専攻及び理工学研究科の生体センシング機能工学専攻の博士前期・後期課程は、医学、工学両分野の教育研究の連携を基盤として設立されたものであり、医工連携による学際分野への新しい展開と見ることができる。

「大学院規則」第4条にある専攻の名称等から見て、各研究科は、学部の専門教育を基礎に、専門分野の研究能力（課題発見・解決能力）及び高度の専門性を要する職業に必要な能力の養成を目的として専攻を構成している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

2 - 1 - 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

1年課程の養護教諭特別別科を設置し、看護師免許取得者又は取得予定者を対象に、児童・生徒の保健教育と保健管理を実践的・創造的に担い、健康の保持・増進と健やかな発育・発達を保障するために活躍できる養護教諭を養成している。その教育課程は、一般教育科目、保健体育科目、教職科目、障害児教育関連科目、実習（観察実習、健康診断実習、養護実習）及び卒業研究から構成されている。この特別別科は、学則にある大学の目的と使命を具体化した大学の理念である「自然と人間の共生」を21世紀のテーマとし、教育・研究・地域貢献に真摯に取り組み、・・（中略）・・もって人類社会の幸福と国際社会の平和的・持続的発展に貢献する」に適合している。

これらのことから、別科の構成が、目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

附属図書館のほか、地域共同研究センター、学術情報基盤センター、遺伝子実験施設、高等教育研究企画センター、留学生センター、教職研究総合センターの6学内共同教育研究施設、附属博物館、放射性同位元素総合実験室、環境保全センター、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの4学内共同利用施設、そして、医学教育における臨床実習の場である医学部附属病院、保健管理センター、学部附属の教育研究施設及び教員を目指す学生の教育実習の場である附属学校を設置している。これらは、それぞれ教育研究及びその支援、教育及びその支援、研究推進・社会貢献と主として大別できる固有の役割を持ち、広い教育研究分野に亘っている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、全学組織として国立大学法人法に規定する教育研究評議会と、各学部には学校教育法に規定する教授会を設置している。教育研究評議会は、平成17年度は11回開催され、教育に関する中期目標・中期計画・年度計画のほか、学則等の教育に関わる重要な規則の制定・改廃、教員人事及び教育課程の編成方針、学生の在籍と学位授与に関する方針、教育の状況に関する自己点検・評価など、教育活動に関する基本方針を審議している。各学部の教授会は、それぞれの教授会規則の規定により、定期的に行われ、教育課程の編成、学生の在籍及び学位の授与に関する事項、その他教育に関する重要事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的に教育活動に関する基本方針等の事項を審議する委員会として、教育委員会を、全学体制の構成の下に設置している。

教養教育に関する事項は、教育委員会の下で審議することにより、縦割りの弊害が出がちな教養教育と専門教育の間の有機的な連携を図る体制をとり、教育委員会の下に専門委員会を恒常的に設置し、不断の改善を行っている。さらに、平成16年度に教育内容と教育体制の改善を図るための専門組織として「高等教育研究企画センター」を設置し、センター教員のうち選出された教員が教育委員会委員として、成果を全学の教育に反映させる体制となっている。

各学部には、それぞれ教務に係る委員会が設置され、教育課程や教育方法の検討などの学部教育全般について審議している。

これらのことから、教育課程や教育方法を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

主要キャンパスが分散しているにもかかわらず、全学体制により、教養教育が適切に実施されている。

医学、工学両分野の教育研究の連携を基盤として、医学系研究科の生命環境医科学専攻及び理工学研究科の生体センシング機能工学専攻が設立されている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教員の人事に当たっては、水準の高い教育研究活動の推進や社会貢献を果たすため、多彩な人事制度を構築することを中期目標として掲げ、各学部それぞれの学問領域の特徴に配慮した上で、優秀な人材を確保する制度の構築をそのための措置としている。学士課程では、各学部とも講座制又は大講座制をとっており、大学院は、多くは学士課程担当教員が担当している。これらの教員組織を具現化したものとして、平成16年2月の評議会決定による「法人化後の人員管理の基本的考え方」に基づき、大学の円滑な運営を行うため、教職員の人件費を適切に管理することを重視して部局別教員定員表を定めている。また、全学的な戦略構想の推進と管理運営の効率化に柔軟に対応するために37人の学長裁量定員を新設している。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

教員は、学部や大学院、附属施設等に所属しており、教授、助教授及び講師が授業科目を担当し、助手は実験・実習、演習科目を補助している。教員の選考に当たっては、研究業績に加えて、教育実績、教授能力など総合的視点を重視し採用している。また、「自治体経営」、「知的財産所有権」など最新の学際領域のうち専任教員で開講が困難な科目は、非常勤講師を雇用しているほか、特に、全学部で必修科目として50人規模のクラス編成で開講している英語を中心に語学を非常勤講師で補っている。

各学部で教育を担当している教員は、人文学部が135人(常勤88人、非常勤講師47人)、地域教育文化学部が131人(常勤93人、非常勤講師38人)、理学部が93人(常勤75人、非常勤講師18人)、医学部が316人(常勤150人、非常勤講師166人)、工学部が178人(常勤138人、非常勤講師40人)、農学部が94人(常勤66人、非常勤講師28人)であり、教員1人当たり1学年2.3人(昼夜開講課程を持つ工学部は4.6人)を担当している。また、教養教育を担当する非常勤講師を56人配置している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

各学部の専任教員は、人文学部が88人(教授42人、助教授43人、講師3人)、地域教育文化学部が93人(教授54人、助教授31人、講師5人、助手3人)、理学部が75人(教授38人、助教授26人、講師5人、助手6

人) 医学部が150人(教授32人、助教授27人、講師34人、助手57人) 工学部が138人(教授52人、助教授50人、講師2人、助手34人) 農学部が66人(教授34人、助教授23人、助手9人)である。

教養教育の実施に関しては、担当可能な領域を全教員が分担して教育する全学体制方式をとっている。教養教育専門委員会で審議決定した開講コマ数、学部別担当コマ数に基づき、教養教育実施委員会が時間割の枠組等を検討し、教養教育実施委員会の下に、授業科目区分(一般教育科目においては領域)ごとに連絡会を設置して授業科目の配置を行っている。各学部の履修科目のうち主要な科目については必修又は選択必修の指定をしており、その担当には原則として学部所属の専任教員を充てている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院修士課程では、専門領域の博士の学位又はそれに準じた資格を持つ有資格教員が研究指導に当たり、その他の教員は研究指導を支援している。博士課程は優れた研究実績を持つ専任教員が指導し、資格審査では、研究業績のほか教育実績を考慮している。

各研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員は、社会文化システム研究科(修士課程)が87人(研究指導教員68人、研究指導補助教員19人)、教育学研究科(修士課程)が89人(研究指導教員58人、研究指導補助教員31人)、医学系研究科(修士課程:看護学専攻)が27人(研究指導教員17人、研究指導補助教員10人)、医学系研究科(博士課程:医学専攻)が95人(研究指導教員54人、研究指導補助教員41人)、医学系研究科(博士前期課程:生命環境医科学専攻)が24人(研究指導教員15人、研究指導補助教員9人)、医学系研究科(博士後期課程:生命環境医科学専攻)が23人(研究指導教員14人、研究指導補助教員9人)、理工学研究科(博士前期課程)が235人(研究指導教員186人、研究指導補助教員49人)、理工学研究科(博士後期課程)が201人(研究指導教員136人、研究指導補助教員65人)、農学研究科(修士課程)が67人(研究指導教員58人、研究指導補助教員9人)となっている。

教育学研究科教科教育専攻は、国語教育専修、社会科教育専修など10の専修から構成されている。当該専攻の設置認可時点においては、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査内規「教員養成大学に設置される大学院に関する審査内規について」に基づき、複数の教科を含む専攻の必要教員数は、当該専攻に含まれることとなる教科に係る専攻の基準の合計数とされていた。しかし、平成15年の準則主義化により、同審査内規は廃止されている。一方、設置されてから現在までの当該専攻の教育研究は、専修を専攻に準じる形で実施してきた実態がある。この状況に鑑み、当該専攻の各専修に対して教科に係る専攻の基準を準用すれば、いくつかの専修においては、教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っており、合計数においても不足している状況が長期にわたって続いていることになる。このことは、当該専攻の教育研究の目的を達成する上で極めて重大な支障があると考えざるを得ないが、準則主義の立場から、大学院設置基準に教科教育専攻の必要教員数の規定がないことを前提にすれば、当該専攻の現状を大学院設置基準違反と断ずることはできない。しかしながら、当該専攻の教育研究の目的を達成するためには、専攻に準じて教育研究活動を実施している専修が、教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っている現状は、可及的速やかに是正されなければならない。

これらのことから、教育学研究科教科教育専攻において、教育研究の目的達成の上で、不十分な教員配置状況にあるものの、大学全体としては必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員の採用は、すべての学部で原則公募制をとり、その選考過程で年齢構成に配慮している。多くは性別や国籍に関わらず採用している。

また、全学共通の評価項目による教員の個人評価において、教育に関する目標の設定や実績を自己申告した上での評価を実施しており、教員の活動を活性化するための特別な措置として、工学部、医学部で学生に選ばれた最優秀教員を褒賞する制度がある。

任期制については、全学的には、「国立大学法人山形大学における個別契約任期付教員に関する規則」及び「国立大学法人山形大学特任教授に関する規則」を制定し、導入等をサポートしている。これを基に、医学部で完全導入し、他部局でも導入の検討を開始している。

なお、医学部では、平成19年1月から24時間体制の保育所を開設し、女性教職員の任用推進のための勤務環境の整備を進めている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の選考基準は、「国立大学法人山形大学教員選考基準」に明確に定められている。選考に際しては、この基準の下で、各部局が設置する教員選考委員会で審議している。学士課程では、研究業績に加えて教育実績や社会貢献を考慮し、医学部医学科の臨床系講座では臨床能力を重視している。大学院修士課程は、研究業績に加えて、教育実績や教授能力及び学位の有無も考慮し、博士課程では、研究業績と教育実績を重視した選考を行っている。教員選考委員会の組織形態は学部により異なるが、そのポストごとに選考委員会を設置し、他学科の委員を含めるなど公平性を十分に確保しながら、審議を行い選考している。

これらのことから、教員の選考基準は明確に定められ、運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教養教育については、教育委員会の下に教育方法等改善委員会を置き、学生の授業改善アンケートや公開授業などのファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）活動を行っている。学部で開講している全科目について、学生の授業改善アンケートを実施し、各部局の評価に関する委員会で分析・評価し、授業担当者にフィードバックしている。一部の学部・学科は、教員同士が相互に参観する公開授業を実施し、授業改善の意見交換を行っている。

また、教員活動の活性化を目指し、「山形大学における教員の個人評価」を取りまとめ、その中で教員の個人評価指針を明確にし、教員の個人評価を実施している。この個人評価は、教員の活動を「教育」、「研究」、「社会連携」、「管理運営」の4領域に分け、それぞれの領域について行っている。なお、医学部臨床部門においては、「診療」を加えた5領域としている。教員個人から提出された教員個人評価調査票を基に部局の評価組織が行った評価は部局長に報告され、その後、取りまとめられた部局における評価結果を、

部局長から学長に報告する体制となっている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

「教育内容と関連する研究活動例」の資料から見て、各部局とも教員は、教育内容に相関性をもつ研究活動を展開しており、これらは学部や大学院の教育に反映しているものと考えられる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

学部は各キャンパスに分散しているが、教育課程の展開に必要な事務職員は、各キャンパスに配置している。3学部が集中する小白川キャンパスには、学生系事務部門を一元化した「学生センター」を設置し、集中的に支援する体制をとっている。教養教育では、教養教育を専門に担当する事務職員に加えて、情報処理、語学教育などの科目にはティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）を配置している。各学部では、専門教育の実施に関する事務を担当する事務職員及び理系学部では実験・実習・演習などを補助する技術系の職員を配置している。また、実験・実習・演習などの授業の準備を補助する大学院学生のTAを多数活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

工学部、医学部で学生の視点からの最優秀教員の褒賞制度がある。

医学部で、平成19年1月から24時間体制の保育所を開設し、女性教職員の任用推進のための勤務環境の整備を進めている。

教員の活動をより活性化することを目的に、教員の評価を全学的に統一し、共通の視点で個人評価を行うシステムをつくり、実施している。

【改善を要する点】

大学院設置基準違反とは言えないが、各教科に係る「専攻」に準じる形で教育研究活動を実施している教育学研究科教科教育専攻の「専修」のいくつかでは、教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

基本理念及び教育目的に沿って、アドミッション・ポリシーを明確に定め、大学ウェブサイト、大学案内、学生募集要項等に掲載し公表している。また、学部・学科ごとに、概要・特色、理念・目標、求める学生像、選抜方針の各項目で具体的に示し、大学案内及び学部案内をはじめ、入学者選抜要項、学部ウェブサイト等に掲載している。

さらに、オープンキャンパス、高等学校訪問、各地区で行う高等学校教員及び高校生を対象とした進学説明会においても、大学の特色や基本理念、アドミッション・ポリシーを説明し周知を図っている。

大学院課程は、教育理念や入学者選抜に関する事項を大学ウェブサイト等を通じて公表している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するために、学士課程、大学院課程ともに多様な選抜を実施している。

学士課程では、特別選抜及び一般選抜（前期日程、後期日程）を有効に利用し、多様な方法により求める学生の選抜を行っている。

推薦による特別選抜は、すべての学部で実施している。理学部及び工学部の一部の学科を除いた学部・学科では、大学入試センター試験を免除し、調査書及び推薦書のほか、学科の特性に応じた面接・小論文・実技検査を加味して実施している。

大学院修士課程・博士前期課程では、学力検査、面接（口頭試問を含む。）により総合的に判定している。理工学研究科及び医学系研究科の博士課程・博士後期課程では、学力検査、面接（口頭試問を含む。）のほか、研究実績や研究計画書などの調書も合わせて総合的に判定している。これにより各学部等において求める学生にふさわしい基礎知識、論理的思考力、表現力、コミュニケーション能力、将来への目的意識・関心・意欲を評価している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生・社会人・編入学生のアドミッション・ポリシーは、一般選抜の学生の基本方針に準じている。

これに応じた対応として、私費外国人留学生の受入れは、各学部で指定した日本語留学試験の教科・科目のほか、人文学部、地域教育文化学部及び医学部では学力検査等を実施している。社会人特別選抜は、人文学部、地域教育文化学部及び工学部で行い、志願理由書及び調査書と面接（口頭試問を含む。）をもとに総合的に判定している。3年次編入学生の受入れは、人文学部、医学部、工学部及び農学部で行い、書類審査のほか、学力検査を実施している。修士課程・博士前期課程では、社会人特別選抜及び外国人留学生選抜を行っている。選抜方法は、学力検査（外国語、専門科目）及び面接（口頭試問を含む。）により判定している。ただし、社会貢献実績及び研究業績を踏まえ、一部試験を免除する場合もある。教育学研究科では、研究業績を外国語又は専門科目の一つに代替することができ、理工学研究科ものづくり技術経営学専攻（独立専攻）は学力検査を免除し、農学研究科は外国語を免除している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験の実施は、学長を委員長とする入学試験委員会が掌握している。入学試験の実施に当たって、個別学力検査、実技検査、面接及び小論文並びに推薦による特別選抜、社会人特別選抜等に関する業務を円滑に行うために「入学試験実施委員会」を設置している。

個別学力検査の問題作成に当たっては、問題作成を担当する教員に加えて、同時に選出された査読・校正担当教員等によって不備がないよう細心の注意を払うとともに、試験当日は、問題作成者及び別に選出された特別委員が、チェックを行い、受験生の質問等に迅速かつ適正に対処するための体制を整備している。各学部の入学試験の実施は、入学試験実施細則等に則り、各学部に入学者選抜実施の業務を行う委員会を設置し、入学試験委員会及び学務部入試課と連携し入学試験業務を行っている。

各学部における個別学力検査の実施は、各学部の委員会が、入学試験実施について必要な対応を明示し、試験を実施している。

各学部の委員会は、入学者選抜試験の結果に基づいて合格者判定資料を作成し、その資料に基づき教授会の議を経て合否判定を厳正に行っている。

入学者選抜試験の採点に当たっては、小論文・面接・実技検査は、複数名の教員により採点し、それにより公正な判定を行っている。学力検査の得点集計作業も、複数名の教員で確認し合い、ミスを防いでいる。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学長の下に入学者選抜方法研究委員会を設置し、受験者の状況及び傾向、入学試験の結果、入学後の学業成績の追跡調査、高等学校教員らの外部者の意見の聴取等を行い、入学者選抜方法の改善に向けた検討を行い、その結果を報告書としてまとめている。各学部では、この報告書を参考に入学者選抜試験の改善に取り組んでいる。さらに、各学部とも、改善のためにできる限り多くの有用な情報を収集するためオープンキャンパスや高等学校訪問の機会を有効に活用している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

過去3年間における各学部、研究科及び別科の入学定員に対する実入学者の定員超過率は、学部では、平成16年度から平成18年度の3年間平均で、人文学部が1.06倍、地域教育文化学部（平成16年度は教育学部）が1.07倍、理学部が1.06倍、医学部が1.00倍、工学部が1.10倍、農学部が1.12倍となっている。研究科では、平成16年度から平成18年度の3年間平均で（理工学研究科（博士前期課程：ものづくり技術経営学専攻）については平成17年度開設のため平成17年度、平成18年度の平均）社会文化システム研究科（修士課程）が平均1.22倍、教育学研究科（修士課程）が平均0.98倍、医学系研究科（修士課程：看護学専攻）が平均1.16倍、医学系研究科（博士課程：医学専攻）が平均1.05倍、医学系研究科（博士前期課程：生命環境医科学専攻）が平均0.93倍、医学系研究科（博士後期課程：生命環境医科学専攻）が平均1.33倍、理工学研究科（博士前期課程）が平均1.28倍、理工学研究科（博士後期課程）が平均0.95倍、農学研究科（修士課程）が平均0.82倍となっている。

修士課程・博士前期課程及び博士後期課程は、研究科ごと、年度ごとに多少の差が見られる。特に、理工学研究科機能高分子工学専攻においては平成16年度から平成18年度の3年間平均で1.79倍の定員超過率となっている。学問分野の新たな展開と地域の要請に基づくこの状況を受けて、理工学研究科博士前期・後期課程に平成19年4月から新たに有機デバイス工学専攻が設立されることになっている。養護教諭特別科では、平成16年度から平成18年度の3年間とも1.00倍の定員超過率となっている。

このことから、一部を除き、入学定員と実入学者数との関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

大学院の一部の課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置 (例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。) され、教育課程の体系性が確保されているか。

授業科目は教養教育に関する科目と専門教育に関する科目に区分して編成されている。

教養教育は、全学の教育課程の基本方針等を担当する教育委員会の下に全学体制で実施し、1年次学生全員が、小白川キャンパスにおいて教養教育を受けることを基本にしている。なお、工学部のBコース(夜間主コース)は、米沢キャンパスで教養教育が行われている。

キャンパスが地域に分散していることから、小白川キャンパス以外にある医学部、工学部及び農学部では、2年次への進級条件を設けている。これらの学部では2年次以上にも教養教育が履修できるように、リアルタイムのリモート講義を開講しているほか、米沢キャンパスではBコース(夜間主コース)も併設されていることから、対面授業での高年次履修も可能である。このように教養教育科目の高年次修得も可能なシステムを構築している。

教養教育科目の内容は「一般教育科目」、「外国語科目」、「情報処理教育科目」、「日本語・日本事情科目」の4区分で構成されている。各学部で基礎的な専門教育科目も開講しているが、「一般教育科目」のうち、専門教育を学ぶ上で必要となる内容の授業を関係する学部・学科が指定する「受講指定」の制度を設けている。

なお、「一般教育科目」では、総合大学の利点を活かして6領域に分けて授業科目を配置し領域ごとの履修登録の上限設定を行い、一定の領域に偏らない文系・理系のバランスのとれた幅広い履修を促している。

各学部の専門教育科目は、基礎学力・知識の習得のための「専門基礎科目」と発展的な「専門科目」で構成され、基本的な科目から発展的な科目へと段階的、体系的に構成し、必修科目・選択必修科目・選択科目と体系的に配置している。4年次の学生に対しては、各学部とも卒業論文や卒業研究を設け、少人数

での研究実践により学士課程の総まとめとしている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養教育は、全体の総括的な目的・目標に基づき授業区分や領域ごとに具体的な目標と授業内容を定め、それによって多様なテーマを持った個々の授業を提供している。

専門教育は、各学部が教育理念・目標に沿った教育課程の編成方針の下、基礎から応用に向けた段階的カリキュラムに基づき、授業を実施している。

これらのことから、授業内容が、全体として教育課程編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのものとなっているか。

論文・専門科学雑誌・単行本等として発表した各教員の研究成果を、教養教育・専門教育で意欲的に利用し、研究成果を効果的に授業科目に反映し、学生へ還元している。

また、中期計画では、教育目標を達成するための措置として、21世紀の諸課題に対応するため、新しい視点からの研究成果を活かした授業科目の開設を謳っており、研究活動の成果の授業への反映を積極的に進める姿勢を示している。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したのものになっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育）の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生に多様な教育を提供するために、他大学との単位互換を、平成18年度から山形県内のすべての大学（放送大学・短期大学・高等専門学校を含む。）の連合体である「大学コンソーシアムやまがた」において実施しているほか、工学部では5大学（山形大学、群馬大学、徳島大学、愛媛大学、熊本大学）間の教育・研究交流協定に基づく単位互換が実施されている。

文部科学省現代的教育ニーズ支援プログラム（現代GP）には、大学全体として取り組み、以下の4件のプログラムが採択され、実施中である。

- 1.平成16年度に採択された「地域ネットワークFD“樹氷”」は、山形県内の6つの大学・短期大学の連携によって高等教育の機能強化を図り、地域の教育力の向上を目指す取組として、共有する教養教育カリキュラムの開発、単位互換の実施を目指して、公開授業、合同FDなどを実施している。
- 2.平成16年度に採択された「生涯医学教育拠点形成プログラム 包括的地域医療支援機構創設」は、地域医療に大学医学部が貢献できる方法等を研究し、医学教育に反映することを目指しており、地域医療推進のための講演会などを実施している。
- 3.平成18年度に採択された「エリアキャンパス未来遺産創造プロジェクト」は、「エリアキャンパスもがみ」として、山形大学と最上地区8市町村との間の協定に基づく、最上広域圏全体をキャンパスに見立て教育・研究・地域貢献等を展開する取り組みの中で採択されたもので、大学の初年次教育と地域の人材育成を相乗的に活性化していく現地体験型授業が展開されている。
- 4.平成18年度に採択された「体験と実習を礎とする職業観形成法の確立」は、社会で輝くエンジニアの

育成を目指して、職業観の形成に向けた総合的キャリア形成プログラムを構築し、実施する取組であり、キャリア形成論を開講するとともに、実践的就労実習の実施、自己理解用ツールの開発などを進めている。

教養教育では、外国語科目の「英語」において外部試験の成果を単位として認定している。一方、専門科目を履修するために必要な知識に関連する未学習内容を補うため、補充教育を医学部及び工学部で実施している。

当該大学や他大学からの学生の進路変更などのニーズに応えるため、編入学・転入学・転学部・転学科制度を設置し、毎年試験により適格者を受け入れている。

工学部では学部・大学院一貫教育制度を設け成績優秀と認められた4年次学生が、大学院博士前期課程の講義科目を受講でき、大学院入学後に単位として認定する制度を設けている。

インターンシップ制度を、医学部を除く各学部で導入し、学生の社会経験を単位化しているほか、「一般教育科目」の「総合」領域でキャリア教育の授業を導入している。さらに、工学部では、Bコース（夜間主コース）の学生を対象に長期インターンシップの制度を開始している。このほか複数の学部で介護体験及び教育実習を実施している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

GPA制度、アドバイザー制度及び学習サポート教員制度を三つの柱とする「YUサポーターティングシステム」を導入し、学生の修学支援体制を充実させている。全学部でGPA制度を導入し、これによる成績の把握に基づき、各学生のアドバイザー教員は、学生の履修状況や学業成績の確認及び指導・助言等の組織的な学習指導を行っている。また、きめ細かい教育指導を目的として「学習相談室」や「学習サポートルーム」を設けて、学習サポート教員によって、学習や履修を中心とした種々の相談に応じている。

さらに、教養教育及び専門教育の「授業内容ガイダンス」、「履修の取り消し制度」等のガイダンスやオフィスアワーを利用し「受講のあり方」、「予習のあり方」、「復習のあり方」の項目による授業時間外学習の指導を行い、教室内外のトータルな学習時間に基づく単位の実質化を図っている。

教養教育では、「一般教育科目」において、領域ごとに10単位を上限と設定して、バランスのとれた履修に配慮している。また、医学部、工学部及び農学部の3学部は専門科目への移行とキャンパスの移動を配慮して1年次から2年次の進級条件を課している。以上のことに加えて、各学部では、1年次における専門科目の履修上限を16単位に設定しているほか、2～4年次における授業開講の学年指定（医学部では各進級基準等を設定）、履修モデル、履修方法の提示などの単位の実質化への配慮を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

工学部では、全学科にBコース（夜間主コース）を設置している。Bコースでは、米沢キャンパスで夜間の受講のみで卒業可能な教育課程を構築するとともに、昼間主コース科目の一部も履修可能な科目として設定している。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、T Aの活用等が考えられる。)

教養教育では、講義や演習による授業のほかに、対話・討論型授業やフィールド型授業など学生が参加して経験する授業を行っており、情報機器を用いてT Aを活用した授業が実施されている。

専門教育では、各学部の目的に応じて、講義・実習・実験・演習等のバランスに十分に配慮して提供している。これらの授業に際して、医学部医学科のチュートリアル教育に見られるような、学生参加型授業などの工夫が見られる。演習・実習・実験においては、教育効果を上げるため積極的にT Aを活用している。また、情報教育は全学的に行っており、最新機器の環境整備に留意している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、教育課程の編成の趣旨に沿って、授業概要、授業計画、学習の方法、成績評価の方法、テキスト、参考書、その他と掲載項目を全学で統一した様式として作成されている。記載内容は、学生による授業評価の項目になっており、教員は、それをシラバス改善に役立てている。

シラバスは、各学部で冊子等として全学生に配布するほか、大学ウェブサイトに掲載し、学生の科目選択や受講の参考としている。また、開講時のガイダンスで、シラバス活用による授業の内容説明を行っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

附属図書館では、夜間及び土曜・日曜・祝日も開館し、利用を可能にしている。各学部では、自習室の設置、講義室の空き時間使用許可など学生の自主学习の環境を支援している。また、教養教育における学生の自主学习のため、図書館以外にも1年次学生向けの「学生用多目的室」の整備、LL教室のCALLシステムでのTOEIC学習ソフトの導入、マルチメディア室のパソコンなどを整備し、新入生向けの学習マニュアル冊子『なせば成る!』を学生に配布している。

基礎学力不足の学生に対しては、一般教育科目の理数系の授業において、高等学校での履修状況に応じた能力別のコースを設けているほか、情報処理教育科目では、共通テキストを一般コースと発展コースに区分して一冊にまとめたものに改訂して授業に使用している。

全学部において、基礎学力不足の学生に対し、GPA制度を活用した「YUサポーターシステム」により、アドバイザー教員が、学生一人一人の勉学状況を把握し、成績不振の学生に対する指導を実施している。工学部では、正規のカリキュラムの枠外で1年次に英語・数学・物理・化学の補習を開講している。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績は学則に基づき、学部ごとに履修した授業科目に対して、試験・レポート・論文・出席状況・授業中の質疑応答等により審査し、合格者に所定の単位を与えている。成績評価基準は全学的に統一して、合格（A、B、C、D）不合格（F）の5段階評価を設定し段階に対応したGPを付与している。具体的な成績評価の方法は、全学統一様式のシラバスに明示し、各授業科目の受講ガイダンスで教員が学生に直接説明している。

卒業認定基準は、学則に基づき、学部ごとに必要在籍年数及び修得単位数を定めている。学位は、山形大学学位規則別表に定める種類の学位を学長が授与している。

これらの成績評価基準及び卒業認定基準は、各学部で作成している学生便覧（地域教育文化学部は履修の手引）及び教養教育履修案内に明記し、入学時のガイダンスで学生全員に配布し周知している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

教養教育及び専門教育の成績評価は、具体的評価基準と方法をシラバスに明示し、それに従って適正に行っている。また、評価認定作業は、各学部の教務委員会等を経て教授会で協議・承認し透明性を確保している。卒業認定は、各学部の基準に照らし、学科会議、教務関係委員会等を経て教授会で協議・決定しており、透明性を確保し適切に実施している。なお、教養教育の単位認定については、毎年発行する「教養教育科目の履修状況」の中ですべての授業の単位修得率（合格率）を授業担当者名を付して報告し、医学部では特別講義と統合試験を行い、卒業時に医師としての適性を総合的に判定するなどの工夫をしている。

これらのことから、成績評価・単位認定・卒業認定が基準に従って実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生が、成績評価の正確性に対して疑義を持つ場合は、授業担当教員・アドバイザー教員を通して申立て、成績評価の正確性に関して確認することができる。さらに、学生からの意見申立てについては、授業担当教員、アドバイザー教員、学生センター職員、学習サポートルーム担当教員及びキャンパス・ハラスメント防止委員会委員による複合的なシステムでの対応を可能としている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

各研究科・専攻の教育課程は、教育の目的や授与される学位に相応して、専門分野の高度な知識・専門性をマスターするための特論を中心とする講義、研究能力を養うための演習・実験と学位論文指導などを体系的に編成している。また、他専攻開講科目を履修可能にすることにより、広い視野・学識を身に付けることに配慮している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

特論を中心とする講義では、主に高度な実践的研究能力を養い、演習・実験・実習と学位論文の研究指導により研究能力を養うことができる授業内容となっている。各研究科では、その教育課程の編成の目的に応じて、例えば、教育学研究科教育学専攻の「授業実践研究」、理工学研究科の研究計画及び論文計画のための「計画科目」、医学系研究科医学専攻の「共通講義」や「基本的研究ストラテジー修得コース」など特色ある授業科目を提示している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の主旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

各研究科における研究活動と、その成果の授業内容の代表的な反映例の資料から見て、授業の内容は研究活動の成果を反映したものとなっている。各研究科では、教員（あるいはグループ）が、研究活動の成果に基づくテキストを作成し、授業で用いており、また、配属研究室での演習や輪講・セミナーや学位論文の研究指導は、最新の研究成果を反映したものである。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

学生は、所属研究室等に自分の席を持つか、あるいはパソコン等を備えた大学院学生室を利用して、いつでも自習が可能な環境にある。通常研究室単位で行う演習・輪講などは、指導教員によるきめ細かな指導が行われており、学生は自習時間を確保しつつ、教育課程に沿った科目を履修している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

農学研究科を除くすべての研究科で教育方法の特例を適用しており、地元企業や地方公共団体等からの社会人入学者を積極的に受け入れて指導を行っている。適用を受ける学生の実情に応じて、指導教員が夜間開講、休日開講、情報機器を用いた遠隔受講、スクーリング等を組み合わせた方法により指導している。

医学系研究科看護学専攻では、社会人受入れのための教育方法の特例措置に関する内規を定め、夜間開講の充実を図るとともに、社会人の在職での通学計画に資するため、入学者選抜募集要項に授業内容と時間割の情報公開を行っている。また、理工学研究科ものづくり技術経営学専攻では、年4学期制を採用すると同時に、夜間・土曜日に講義を開講している。

さらに、修業年限の延長を申請し、認可を受けた者は経済負担の増加なく、修業期間を標準修業年限期間の2倍まで延長することができる制度を設けている。

これらのことから、在籍する学生に配慮した時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

履修要項等からみて、各研究科のすべての専攻において、講義・演習・実験・実習はバランスよく配置され、それらの組合せは適切である。

演習は、少人数による対話型・討論型であり、研究科・専攻の目的に応じ、野外調査実習、公開授業研究、フィールド型授業としてのインターンシップ、医学系研究科の附属研究施設を利用した講義などの授業形態を取り入れるなど、学習指導法にさまざまな工夫がある。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての研究科において講義・演習の概要は、履修の手引き等に記載している。各研究科(社会文化システム研究科を除く。)では、修士課程・博士前期課程のシラバスを作成している。これらの資料は、ガイダンスの際に配布又は周知し、各学生は指導教官と相談して履修計画を作成する際に活用している。社会文化システム研究科、医学系研究科医学専攻博士課程・生命環境医科学専攻及び理工学研究科博士後期課程ではシラバスを作成していないが、少人数教育の特性を活かし、授業開始後に、学生の履修歴等の実態に応じて授業内容を個別に調整している。

これらのことから、シラバス又はそれに準じるものが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

修士課程・博士前期課程では、各学生の入学時に1人の指導教員(医学系研究科看護学専攻では別に補助指導教員)を定め、履修計画の作成の指導を行っている。専攻ごとに、指導教員が担当する科目は、特別研究、課題研究、特別演習・実験などとして必修単位化しており、これらの科目を通して指導を行うほか、学位論文の研究指導を日常的・継続的に行い、研究能力・高度専門職としての能力を養っている。

博士課程・博士後期課程では、各学生に対し、主指導教員の下に、複数の教員からなる指導教員グループを構成する。これにより豊かな学識と高度な研究能力を養っている。また、研究計画や論文計画(理工学研究科)あるいは中間報告書(医学系研究科)などを通して、自立した研究者となるための教育を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

博士課程・博士後期課程においては、複数教員による指導体制をとっている。修士課程・博士前期課程の指導教員は、基本的には1人だが、医学系研究科看護学専攻では、多様な背景をもつ社会人学生などからの要望に応えるため、研究指導に関する申し合わせを作成し、補助指導教員を置いている。また、理工学研究科においては、指導教員が専攻内の研究グループに属する場合は、そのグループでサポートする体制をとることがある。農学研究科修士課程の生物生産学専攻及び生物環境学専攻では、実質的に複数教員による指導を行う体制を整備している。

研究テーマは、指導教員と学生の合議の上で選定している。

T A・R Aの制度は、すべての研究科において導入しており、学生の教育的機能の訓練等に有効に活用し成果を上げている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

修士論文については、指導教員と学生の合議の上でテーマ選定を行い、学生は、指導教員から指導を受け学位論文の作成を行っている。博士論文については、指導教員グループによる複数の教員から指導を受け学位論文の作成を行っている。

さらに、修士論文の中間発表会、博士論文の中間報告(あるいは研究計画)などにより、学生は複数の教員から指導を受けている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

修了認定基準は、学則、大学院規則等に基づき策定され、成績評価基準とともに、全学生に配布される各研究科の履修要項等に明記し、入学時のガイダンスの際に説明・周知している。

個別の科目の成績評価基準については、各研究科(社会文化システム研究科を除く。)の修士課程・博士前期課程では、シラバスに記載し学生に周知している。社会文化システム研究科、医学系研究科医学専攻博士課程・生命環境医科学専攻及び理工学研究科博士後期課程では、少人数の教育であるため、指導教員が個々の学生に対して成績評価基準を説明している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

個別の科目の成績評価は、成績評価基準に従って行い、単位を認定している。多くはレポート又は試験あるいはその組合せで評価している。修了の認定は、修士・博士の学位授与に関して定められた学位規則、各研究科において定められた審査要項に従い、修了認定のための必須条件である学位論文と最終試験に関しては、審査委員が判定し、その上で、修了認定は、学務関係委員会などを経て、最終的には研究科委員会において出席委員の3分の2以上の賛成により決定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定は基準に従って実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士論文・博士論文とも、事前に指導教員又は指導教員グループの承認を得て、論文題目を確定する。論文が提出されると、審査のために1人を主査とする3人以上の審査委員が、研究科委員会で選出される。その際、必要があれば、他研究科や学外の教員等を審査委員に加えることができるようになっている。博士論文の場合、学術雑誌への既掲載論文数や国際学会での発表数などに、専攻ごとに下限が設けられていることが多い。

論文審査は、提出された学位論文については、多くの専攻で開催される公聴会を経て、その内容の精査により厳格に行われる。さらにその後、論文に関連した内容を中心に最終試験が課される。審査委員は論文審査と最終試験の可否を判定し、学務関係委員会などを通じて研究科委員会に報告する。最終的な学位授与の可否は、研究科委員会で審議を経て決定される。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生は、個別の科目の成績評価について異議がある場合は、担当事務局あるいは担当教員に申立てを行うことができる。担当教員は、学生の申立てに基づき成績を確認し、その結果を学生に伝えるとともに、学務関係の事務局に通知する。また、必要に応じて学務関係委員会が仲介を行って成績評価等の正確性を担保している。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

< 専門職大学院課程 >

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

平成16年度に「地域ネットワークFD“樹氷”」及び「生涯医学教育拠点形成プログラム 包括的地域医療支援機構創設」、平成18年度に「エリアキャンパス未来遺産創造プロジェクト」及び「体験と実習を礎とする職業観形成法の確立」が文部科学省現代GPに採択されている。

教育委員会の下、全学体制で、全学統一形式のシラバスの作成、学生一人一人のGPA等を記載した資料の作成ときめの細かい指導を実践している。

医学系研究科において「基本的研究ストラテジー修得コース」など特色ある科目を設け、教育目的を達成するための工夫を行っている。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学全体及び学部ごとに養成しようとする人材像は、教育理念や中期目標・中期計画に明記し、学生・教職員に周知している。

教養教育において学生が身に付ける学力、資質・能力や教養教育でこれらを養成するための方針は「山形大学教養教育の基本方針」に明示し、学生及び全教員に周知している。教養教育の方針の達成状況を検証・評価する取組としては、履修状況調査、授業評価(改善)アンケート、在学生や卒業生へのアンケート調査などを組織的に実施し、その結果を分析するとともに「教養教育改善充実特別事業報告書」にまとめて改善を図っている。

専門教育については、学部・学科ごとの概要、特色等とともに、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針を山形大学2006年度総合案内、学部ウェブサイトやシラバスなどで明らかにしている。その達成状況の検証・評価は、各学部教務関係委員会と教授会において、進級、進学、就職状況の分析を通し行っている。

なお、工学部は、国際的水準の教育を実践するために日本技術者教育認定機構(JABEE)認定プログラムとして、教育4プログラムが認定されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教養教育科目のうち「一般教育科目」での学生の平均修得単位数は卒業要件を上回っており、教養教育全体の単位修得状況も高く、学部2年次への進級率は96%以上となっている。各学部における卒業(修了)者数は、定員に比してほぼ同数である。

資格取得に関しては、医師国家試験合格率は最近3年間では、国公立大学通して平均10.6位と常に上位を占めている。また、看護師資格の取得率は医学部看護学科でほぼ100%である。

卒業論文・修士論文の多くは、対応する学会等において発表され、在学中に学会の論文賞を受賞したり、特許を出願する学生もいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

教養教育について、学生アンケートによる授業評価結果によれば、総合満足度の5段階評価の平均値を見ると、教養教育の全授業科目の平均は4.1であり、学生の満足度が高い水準となっている。

各学部における学生による「授業評価結果一覧」から見れば、各学部とも学生の満足度は高い。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学部・大学院の卒業・修了後の進路は、進学のほか、地方公共団体、教員、医療業、各種製造業、食品関係企業など、それぞれの学部・研究科の専門性に関連した分野が中心になっている。就職希望者の就職率は、ほぼ90%を超えている。平成17年度における学部卒業生の大学院進学率は27.6%である。卒業・修了生には地方公共団体、企業等の専門的業務や管理部門における要職についている者も多数ある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

外部の専門会社に委託して、平成16年度に卒業生及び受入企業に対して、山形大学に関するアンケート調査を実施し、その中で教育効果についても調査している。調査結果では、卒業・修了生や就職先等の関係者から見て、教育の成果や効果は上がっていると評価を得ている。

このほか、教養教育や各学部の専門教育においても、独自に同様のアンケート調査を実施し、更に企業訪問の際に卒業・修了生の勤務状況や問題点などを聴取している。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7 - 3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7 - 1 - 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部の学生に対しては、新入生に対するガイダンスとして、「学部全体ガイダンス」及び「学科別ガイダンス」が、教育課程・履修手続・学生生活等に関して、それぞれの学部・学科で行われている。2年次以降の学生に対しては、年度当初あるいは学期ごとに、専門課程での具体的な履修方法・専門や専攻の選択に関するガイダンスなど、教育内容に即したガイダンスが実施されている。

大学院の学生に対しては、各研究科において、入学時にガイダンス等を実施している。

特に、学部の新入生に対するガイダンスは、教養教育実施委員会が「教養教育オリエンテーション」を実施するほかに、学習相談室を設けて、前期・後期の開始時期にそれぞれ1週間ずつ新入生の履修選択上の質問に個別に答えるなどの対応をとっている。

専門・専攻・講座・研究室所属を選択するためのガイダンスは、各学部で適切な時期に工夫を凝らして実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7 - 1 - 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

オフィスアワーは、学部・学科掲示板、大学ウェブサイト、シラバス等により周知を図り、すべての学部において各教員が週1～2時間程度の時間を設け、学生との学習相談・助言に当たっている。また、研究室等配属後の学生に対しては指導教員を定めて、学習相談・助言等に当たっている。

さらに、GPA制度、アドバイザー教員制度及び学習サポート教員制度を柱とする、全学的な学生支援体制としての「YUサポーターシステム」を導入している。アドバイザー教員は、学生の所属する学部の専任教員が務め、継続的に指導する。その主な任務は必要に応じた修学指導、学期ごとのガイダンスや成績確認表の配布・指導等である。1年次学生のアドバイザー教員は、学科や専攻など、入学定員の最小単位を基準とし、専任教員1人当たり担当学生20人以内を原則として選出している。2年次以降のアドバイザー教員は、担任、ゼミ教員、卒業研究指導教員等、各学部の従来の指導体制に合わせて選出している。また、このアドバイザー制度を円滑に運用するため、全学的な「アドバイザー連絡委員会」を設置し、運用上の問題への対処、各学期の活動の総括等を行っている。

学習を中心とした相談体制を多重化する目的で設けられた学習サポート教員は、主として1年次学生から寄せられる日常的な学習や生活相談に応じている。特に、医学部・工学部・農学部の学生は1年次にアドバイザー教員が同じキャンパスにいないため、学習サポート教員がこれらの学生からの相談に応じると

ともに、各キャンパスのアドバイザー教員との橋渡しを行っている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

全学的には、「学生生活実態調査」の調査結果を基に、授業内容についての理解度や満足度、日頃個人的に教員と話す機会、図書館の利用目的や利用時間などを把握している。

学生の個々のニーズは「YUサポーターシステム」の学生相談・指導体制に基づき、アドバイザー教員や学習サポート教員が面談により個別に把握・対応する体制をとっている。

また、教養教育では、すべての授業について「学生による授業改善アンケート」を実施し、学習環境を含めた教育の質の向上を目指すとともに、学生の授業に対する理解度を正確に把握しつつ、授業改善の努力を続けている。

専門教育では、各学部で「学生による授業改善や学習環境改善のアンケート」調査を実施し学習支援に反映できるよう努めている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが把握されていると判断する。

7 - 1 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生の学習支援については、小白川キャンパスにある留学生センターが中心となり、他のキャンパスについては、同センターが各学部の留学生担当係と連携して行っている。平成17年12月現在、168人の留学生が在籍しており、留学生センターの専任教員5人（教授1人、助教授4人）が、日本語・日本文化の教育及び専門教育に当たっている。また、留学生センターに交流ラウンジを設置しているほか、附属図書館に留学生対象の国際交流コーナーを設け、日本語教育等に係る図書を備え、自主学習の支援に供している。留学生のためのガイダンスを4月に実施し、『外国人留学生ガイドブック』を配布するほか、大学院学生を中心にチューターを配置し、「チューターマニュアル」に沿って、学生の視点から留学生の教育・研究について個別に課外指導を行っている。

社会人学生等の学習支援としては、学部学生に対して補習授業を、大学院学生に対して長期履修学生制度や教育方法の特例による休日・夜間開講に加えて、夏期の集中講義や授業ビデオの貸し出し等による指導等がある。

障害のある学生の学習支援のために、学習室を用意するとともに、アドバイザー教員を中心に、障害の程度に応じて板書に代わる講義資料を準備するなど必要な支援を行うとともに、施設のバリアフリー化を進めている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7 - 2 - 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

キャンパスが小白川地区（教養教育、人文学部、地域教育文化学部、理学部）、飯田地区（医学部）、米沢地区（工学部）、鶴岡地区（農学部）に分散しており、各地区で学生の自主学習環境の整備が行われている。

学術情報基盤センターにおいて授業での使用時間を除き学生が自由に利用できるパソコンは、各地区に設置され、学内LANに接続され、学生のレポート作成や情報検索等に利用されている。

附属図書館は、各地区とも休日も開館し学生の自主的学習の支援を行っている。また、医学部分館では、無人開館（電子錠利用入退館）システムを利用して大学院学生が24時まで利用できる体制をとっている。しかしながら、附属図書館の開館時間のさらなる延長を希望する自主的学習意欲の高い学生が多いことから、今後の対応が望まれる。

自習室等については、各教室や施設を授業に使用する時間を除き開放しているほか、教養教育の施設には、学生用多目的室を設けており、学生の自習に活用している。LL教室のCALLシステムには、英語の自主学習システムを備えてあり、学生が自由に活用できる体制をとっている。また、マルチメディア室には51台のパソコンを設置しており、利用マニュアルを配布し、学生の自学自習に供している。平成17年4月から平成18年2月までのマルチメディア室の延べ利用者数は概数で21,000人であった。

さらに、各学部とも自習室・学生多目的室・多目的スペース・リフレッシュルーム等を建物の各階に整備し、学習机・椅子・学内LANに接続したパソコン等も設置し、学生の自主的学習のための施設・設備を整備している。

これらのことから、おおむね自主的学習環境が整備され、利用されていると判断する。

7-2- 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

「学生生活ハンドブック」で課外活動について紹介するなど、学生がより課外活動に参加しやすい環境を整える努力を継続している。各サークルでは、顧問教員が指導・助言に当たっているなど、教職員が協力して指導・助言を行っている。また、学生のサークル活動に必要な施設は備えられている。さらに、定期的に「学生生活実態調査」を行い、学生の要望を調査し、課外活動支援の参考としている。

これらのことから、課外活動が円滑に行なわれるよう支援が行われていると判断する。

7-3- 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の修学支援をも含めた総合的學生支援体制として「YUサポートシステム」を構築している。このシステムは、アドバイザー教員による学生への支援・助言体制を中核とし、「学習サポート教員」、「学生センター」、「保健管理センター」、「キャンパス・ハラスメント防止委員会」等と連携して総合的に機能するようシステム化したものである。必要な情報が総合的に活用できるように電子化された「サポートファイル」が学務情報システムを通して個人情報に留意しながら利用に供され、学生からの多様な要請に対して適切かつ迅速に対処できるよう努めており、十分機能している。学生センターの「なんでも相談コーナー」には年間延べ4,000人が訪れ、相談窓口で対応している。

健康相談と怪我などの応急処置は、小白川地区にある保健管理センターと飯田、米沢、鶴岡の各地区にある保健室が当たっている。保健管理センターと各保健室内には「学生相談室」を設けて、臨床心理士によるカウンセリングや精神科学校医による「心の健康相談」を行っており、同センター及び各保健室間をテレビ電話で結ぶことによって、常勤医師と臨床心理士のサービス範囲を広げている。また、電子メールを活用して健康診断等の直前に直接個々の学生に案内している。

キャンパス・ハラスメントについては、「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則」を制定し全学にキャンパス・ハラスメント防止委員会、各学部に対策委員会を置くなど、関連規則及び組織体制を整備し、キャンパス・ハラスメントの防止に努め、恒常的な広報及び啓発活動を展開している。その他の生活相談や進路相談には基本的にアドバイザー教員が当たっている。

就職支援については、全学及び各学部の就職委員会・学務部就職課・担任又はアドバイザー教員が連携して対処している。平成17年度には就職課における随時の個別相談をはじめとして、就職ガイダンス、企業説明会等の支援事業を90件ほど実施し、延べ9,000人の学生が参加している。また、東京サテライトを活用して就職支援を行っている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3- 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

外国人留学生の修学及び生活面における支援は、留学生センター教員・留学生課職員・各キャンパス留学生担当係・チューター・保健管理センター教職員などの連携により十分な支援体制をとっている。留学生の宿舎は、国際交流会館や学生寮を提供するとともに、民間宿舎への入居希望者には、留学生課職員・留学生担当係がアドバイスしている。また、留学生住宅総合補償に加盟し、機関保証を行っている。

「留学生懇談会」を開催し、留学生の要望・意見を聞く機会をつくっている。また、この懇談会と「県民と留学生との交流会」は、地域の留学生支援事業団体のメンバーと留学生が親睦を深める場として機能している。

留学生センターウェブサイトには、日本語・英語・中国語・韓国語の4カ国語版を作り、さらに、外国人登録、住居等、日常生活に関わる様々な情報を記した『外国人留学生ガイドブック』を作成、配布するほか、留学生センターウェブサイトからもアクセスできるようにしている。また、制度・業務に関する事項のほか、留学生支援の際の注意事項を具体的に記載した「チューターマニュアル」を作成している。

なお、留学生支援を目的の一つとする「山形大学国際交流事業基金」を設立し、これに基づき「留学生救済者費用保険」に加入している。

障害のある学生への生活支援については、各学部とも、エレベーター・身障者用トイレ・身障者優先駐車場などを設置したり、介護者のための控室を準備して対処している。また、障害の状況に合わせて、アドバイザー教員を中心として生活や修学に必要な支援に関する相談に応じている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-3- 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生センターに様々な相談窓口を置き、さらに「YUサポーターシステム」のアドバイザー制度を活用して、教職員が学生のニーズに関して多くの情報を収集する機会を設けている。学生生活実態調査等の結果から、生活に関する学生の状況を分析し、投書箱等の設置による個々の学生の直接的な意見の収集により、学生のニーズを適切に把握することに努めている。学生の重要なニーズに関しては、学生生活委員会で取り上げ、改善を図る体制を作っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズは把握されていると判断する。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学生は、平成 16 年度末現在で学部学生の 33%、大学院学生の 36%である。また、地方公共団体等からの奨学金は学部学生全体で 63 人が貸与を受けている。

授業料・入学料免除は、選考基準に基づいて厳正に審査した後、学生生活委員会で審議し決定している。授業料免除は、全額免除者が申請者の 73%であり、入学料免除(全額・半額)は申請者の 65%が受けている。なお、新潟県中越地震の被災学生に対して、学部及び大学院を合わせて 11 人に授業料の特別免除処置を行っている。

大学の学生宿舎については、小白川地区でほぼ定員を満たしているが、米沢及び鶴岡地区の学生寮で定員を満たしておらず、現在、改修に向けてワーキング・グループを設置して検討を行っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

GPA制度、アドバイザー教員制度及び学習サポート教員制度を柱として導入された「YUサポートシステム」によって、学生の学習・生活支援に対して、日常的な取り組みが行われている。

分散しているキャンパスに対応する学生支援等が、さまざまな工夫の下で適切に整備され、運用されている。

【改善を要する点】

附属図書館の開館時間のさらなる延長を希望する自主的学習意欲の高い学生が多いことへの対応が望まれる。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

大学設置基準を上回る校地面積 510,026 m²及び校舎面積 211,681 m²を有している。

教育研究施設は、各キャンパスに各学部等に属する講義室、研究室、実験・実習室、演習室等からなる建物を有するほかに、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属施設及び課外活動施設等の施設を有し、情報処理や語学学習等に必要な設備を整備している。

情報処理学習のための施設としては、小白川キャンパスの学術情報基盤センター並びに各キャンパスのセンター分室の実習室、情報処理教室及びマルチメディア室等を設置している。また、附属図書館は、小白川キャンパスの中央図書館、飯田キャンパスの医学部分館、米沢キャンパスの工学部分館、鶴岡キャンパスの農学部分館から構成されている。

このように、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属施設及び課外活動施設等の施設も教育研究活動に支障を来さないよう整備され、有効に活用されている。

今後の施設・設備の整備・充実を推進するための「キャンパス整備計画」を策定するとともに、施設利用の効率化と共同利用スペースの確保など教育研究活動の活性化を促すことを目的とした「施設の有効利用に関する規則」等を制定し、プロジェクト型研究等の推進に向けた、総合教育研究施設や共同利用スペースの一層の整備を図っている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

学術情報基盤センター及びIT戦略会議が中心となって学内LANを整備し、情報メディア基盤の整備を図っている。分散している各キャンパス間の通信ネットワークの整備、高速通信ネットワークへの改善、コンピュータウイルス等の対策のためのファイアウォールの設置、無線LANの導入などが進められている。情報関連教育施設は各キャンパスに配置されており、情報処理教育や自習用として整備しているほか、研究室配属の学生のための学内LANも整備し、活用されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

各施設・設備の設置目的及び運用規程は、学内規則として制定されている。これらは学内ウェブサイト

に掲載するほか、施設の使用に関する手続き等と併せ「学生生活ハンドブック」に掲載し、新入生及び学内に配布し周知している。さらに、各施設独自に施設案内や利用方法等を記載したパンフレット等を作成・配布するとともに各施設ウェブサイトに掲載している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館では、平成 17 年 4 月現在、図書約 100 万冊、学術雑誌約 6,000 種類が整備されている。また、電子的情報資料として、4,900 種類以上の電子ジャーナル及び国際的な引用文献索引データベースである Web of Science の全部門をはじめとするオンラインデータベースが整備されている。視聴覚資料としては、ビデオ、レーザーディスク、コンパクトディスク等の整備を図っている。学生用図書については授業を担当する教員の推薦、各図書館・分館の図書委員会での選定を通して、体系的整備を図るとともにシラバスに掲載している参考図書は全点収集している。ただ、訪問調査時の学生の要望を勘案するとき、学術雑誌の一層の充実が望まれる。

これらの利用に当たっては、図書及び雑誌の目録データをすべて入力した蔵書検索用のオンライン蔵書目録を用意している。また、電子的情報資料についてはキャンパス内から 24 時間利用が可能である。さらに、附属図書館ウェブサイトを通じて、山形県内の大学図書館をはじめとしてインターネット上にある教育研究上必要な学術資源へのリンク集も用意している。また、貴重資料等利用に制限のある資料に対しては、資料へのアクセスを容易にするよう電子化を積極的に図っている。

これらの資料は、電子ジャーナルの論文全文の利用が年間約 12 万件に見られるように有効に活用されている。

平成 17 年度の利用状況は、中央図書館で入館者数が約 205,000 人、貸出冊数が約 32,500 冊、医学部分館で入館者数が約 83,900 人、貸出冊数が約 9,400 冊、工学部分館で入館者数が約 144,200 人、貸出冊数が約 16,400 冊、農学部分館で入館者数が約 52,400 人、貸出冊数が約 4,500 冊となっている。

これらのことから、おおむね教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>9 - 1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。</p> <p>9 - 2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p>
--

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>9 - 1 - 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。</p>

教養教育においては、教養教育実施委員会及び高等教育研究企画センターが、授業の実施状況を取りまとめた「教養教育科目の履修状況等」を、また、毎学期実施している学生の授業アンケート調査による収集データとその分析結果をまとめた『教養教育改善充実特別授業報告書』を発表しデータを蓄積している。

専門教育においては、各学部の関係委員会が、学生の授業アンケート調査による収集データとその分析結果やFDワークショップの実施などの教育活動の実施状況等をまとめ、『授業改善アンケート調査報告書』、『教育・授業に関する調査報告書』等として収集・蓄積している。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

<p>9 - 1 - 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。</p>

教養教育においては、学生による授業改善アンケートを実施し、教育方法等改善委員会がその集計・分析結果をとりまとめ、毎年度末に『教養教育改善充実特別授業報告書』として発表している。これにより、授業担当教員は、自分に対する学生の評価、他の教員との比較を通して、授業改善に効果的に利用している。授業改善アンケートの分析・評価結果はFD研修等に活用している。

専門教育においては、全学部で学生による授業評価を実施しているほか、さまざまな形で学生の意見聴取に取り組んでいる。

また、5年ごとに学生生活委員会が、学部学生を対象に実施するアンケート調査の結果は『学生生活実態調査報告書』として公表している。さらに、外部の専門会社に委託して在学生を対象としたアンケート調査を実施し、在学生に対する『山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書』として取りまとめている。

これらの調査による学生の意見や要望については、例えば、外国語教育に対する評価が低いことから、英語教育の充実について検討を行い、少人数・習熟度別クラス編成の実施と、英語教育のためのセンターの設置が進められた例に見られるように、検討課題としてとりまとめ、担当理事を中心に点検評価を行い、可能なものについては改善に取り組むとともに、自己点検・評価に反映させている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に反映されていると判断する。

9 - 1 - 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

外部の専門会社に委託して実施した、卒業生と受入企業関係者に対するアンケート調査を『山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書』として取りまとめ、「『教育効果・広報に関するアンケート結果』に見る改革に向けた検討課題」に整理し、教養教育見直し検討委員会等、学内の各種委員会で改善に向けての検討・取組を進めている。

また、各学部においては、外部評価委員による外部評価、卒業生・修了生、就職先、関連企業等に対するアンケート調査、学部の目的と関連する行政をはじめさまざまな関係者との協議会の設置等の工夫を重ね、意見聴取を行い、教育の状況に関する検討課題を取りまとめ改善のための取り組みに資している。また、山形県内外で開催される学部同窓会へ学部長等が出席し、卒業・修了生からの意見を聴取している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に反映されていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

評価結果を教育の質の向上に継続的に結び付けるため、教育に関する点検・評価の取りまとめを行う高等教育研究企画センター、目標・計画及び点検・評価等に関する業務を行う評価分析室を設置し、専任教員を配置している。

高等教育研究企画センターでは、地域ネットワークFD“樹氷”に取り組むとともに、企画マネジメント部門と学外連携推進部門が連携してエリアキャンパスもがみ、e-learning研究、高大連携事業を実施している。教育評価分析部門は教育方法等改善委員会と連携し、教養教育科目の学生による授業改善アンケートの分析を行い、『教養教育改善充実特別事業報告書』に掲載するとともに、その成果をFD事業の企画内容に反映させている。また、語学教育研究部門は外国語教育の見直し・改善にむけての企画立案に取り組んでいる。

評価分析室では、中期目標・中期計画の原案、年度計画及び年度毎の事業の実績報告書、認証評価に係る自己評価書の取りまとめなどを行っている。

教養教育の自己点検・評価結果は、教育委員会の基本方針のもとに教育方法等改善委員会の作業部会で検討し、継続的に授業改善を行ってきた。また、教養教育見直し検討委員会において、教養教育の更なる改善のための見直し検討を行っている。

各学部の専門教育に関しては、各学部で実施している授業改善のための授業評価の自己点検・評価を行う委員会等でアンケートを継続的に実施し、教育の質の向上・改善の方策に取り組んでいる。

これらの結果を踏まえ、平成16年度に大学院医学系研究科生命環境医科学専攻（独立専攻）の設置、平成17年度に教育学部の地域教育文化学部への改組、大学院理工学研究科博士前期課程ものづくり技術経営学専攻（MOT）の設置、平成18年度に人文学部の2学科を人間文化学科及び法経政策科学科への改組が行われている。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教養教育において、学生による授業評価結果を各授業科目担当教員にフィードバックしている。これについての担当教員に対するアンケート結果からは、学生による授業評価の結果をこれからの授業に活かす意思を示した教員が大多数であった。具体的な改善事例は、『教養教育改善充実特別授業報告書』及び授業改善ハンドブック『あっとおどろく授業改善 山形大学実践編』などに紹介し、全学的な情報の共有を図っている。

各学部の専門教育についても、各学部で学生による授業評価を実施し、その結果を授業担当教員にフィードバックして、教員からのアンケート等により意見を得ている。また学生の授業評価の結果は、それぞれ関係委員会で分析して公表し、教員間での授業改善への情報交換として活用している学部もある。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っている判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

教養教育を中心とする全学的FDは、学生及び教職員に対する授業改善アンケート調査結果を踏まえ、高等教育研究企画センターと教育方法等改善委員会の共催で、ワークショップ・FD合宿セミナー・公開授業・公開検討会と多様な方法で組織的に継続して実施している。例えば、教養教育FD合宿セミナーでは、教養教育が全学出動体制であることから、これを教員の共通基盤として捉え、教養教育を題材として学部間の人的交流の拡大充実を図ることを狙いとして実施しており、大学の持つ課題、方向、具体的な科目設計等を個々の教員が主体的に検討し、再構築するプログラムを継続的に実施している。

さらに、これらのFD活動は、山形県内の三つの4年制大学と三つの短期大学が連携して地域教育力の向上を目指す地域ネットワークFDへと発展している。また、その内容には教職員のニーズを反映し、絶えず改善がなされている。

専門教育については、医学部医学科では合宿形式の「医学教育ワークショップ」、「問題作成ワークショップ」を毎年行っている。工学部及び農学部ではFDフォーラム(学生との懇談会を含む。)の開催、公開授業等を行っている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

高等教育研究企画センター企画の「授業改善リレーエッセイ」は、授業改善方法及びその効果に関する公表の場となっている。また、FDによる具体的な改善事例は、『教養教育改善充実特別授業報告書』及び授業改善ハンドブック『あっとおどろく授業改善 山形大学実践編』などに紹介し、改善事例の全学的な共有を図っている。

これらを通して、教養教育や専門教育のFDは、新しい授業の設計、ワークショップ及び公開授業による授業改善のヒントやアドバイスを得ることにつながっており、教育の質の向上及び授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教養教育における情報処理教育のT A及び実習補助者に対し、各学期はじめにガイダンスを開催し、担当教員が業務内容の説明や指導を行っている。専門教育の講義・演習・実験・実習に、各学部の特質に従って配置されている技術職員・T A等の教育支援者や教育補助者は、実験・演習開始前に、授業担当教員から学生指導方法のガイダンスを受けている。また、医学部、工学部では、技術職員に対して資質の向上を図ることを目的とした研修会、講習会を実施している。なお、学内教育研究施設等の技術職員は、それぞれの関連する機関で研修を受けて資質の向上に努めている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組がなされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

教育方法の具体的な改善事例を『教養教育改善充実特別授業報告書』及び授業改善ハンドブック『あっとおどろく授業改善 山形大学実践編』などに紹介し、全学的な情報の共有を図っている。

学外の専門会社に委託して、在学生、卒業生と受入企業関係者等に対するアンケート調査を行い、そこで指摘された学外関係者の意見を改善に活かしている。

ワークショップ・FD合宿セミナー・公開授業などにより多角的にFDに取り組んでいる。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 17 年度末現在の資産は、固定資産 72,698,758 千円、流動資産 7,471,730 千円であり、合計 80,170,488 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 15,089,782 千円、流動負債 6,840,207 千円であり、合計 21,929,989 千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金 が 7,898,201 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 13 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定して確保されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は大学ウェブサイトで公表されている。

また、中期計画等を踏まえた中期財政計画が関係者の意見等も得て策定されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 17 年度において、経常費用 28,956,498 千円、経常収益 29,603,504 千円であり、経常利益 647,005 千円、当期総利益が 1,019,529 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、予算編成方針を策定し、それに基づく予算学内配分案を作成し、財務会計委員会、経営協議会等の審議を経て、役員会で決定している。

平成 18 年度においては、教育・研究の活性化を図るとともに、その活動に支障が生じることのないよう、教育関連経費、研究関連経費、教育研究支援関連経費、施設費関連経費等、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6 年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規則等に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ学長直轄の監査室を設け、内部監査規則等に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査室長が内部監査結果報告書を学長等に提出している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

学長のリーダーシップの下に役員会が、全学的な管理運営に責任を持つ体制である。役員会は学長と理事 5 人で構成され、管理運営全般について意見交換を行い学長を補佐している。さらに、学長特別補佐 2 人を置き、学長の職務のうち特定事項を補佐している。また、監事 2 人が、業務全般と会計・経理の監査を行っている。さらに、内部監査室を設置し内部監査体制の強化を図り、適正な管理運営に努めている。

毎月 1 回開催される教育研究評議会のほか、経営協議会を年数回開催し、教育・研究や経営に関する事項を審議している。また、毎月学部長会議を開催し、学内の調整と学部等の連携協力を図っているほか、大学の主要会議においては、課長クラス以上の事務職員が出席することによって、主要事項の共通認識と事務処理の迅速化を図っている。

各学部には、教授会が設置されており、学部長のリーダーシップの下に各学部の管理運営を行っている。事務組織は、各理事が副学長を兼務し、直接各事務部門を担当してマネジメントに責任を持つ体制となっている。事務局に総務部・財務部・学務部・施設部の 4 部を置き、各学部（医学部にあっては附属病院を含む。）及び附属図書館には、それぞれの運営のための事務部を配置しており、事務組織は、関連業務を担当する副学長と連携を図り、管理運営・教育・研究支援に参画している。また、円滑な事務運営を図るために事務協議会を設置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下に役員会が、全学的な管理運営に責任を持つ体制である。役員会を構成する理事はそれぞれ担当を持ち、担当区分ごとに分類される全学委員会の委員長を務めることによって、各種委員会からの意見を反映させるとともに、執行部からの提案に理解と協力が得られる組織形態をとっている。また、教育・研究に関する審議を行う教育研究評議会と経営に関する審議を行う経営協議会には、学長、理事が構成員として参加しており、迅速かつ効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生に対して「学生生活実態調査」を行い、その調査分析結果を報告書として取りまとめている。また、高校生・卒業生・企業等に対して教育効果・広報アンケート調査を実施し、『山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書』を作成するなど、ニーズを組織的に把握している。

これらの調査を基礎に、改革の検討課題を整理し、課題ごとに担当する理事を定め検討するなど、役員会を中心に課題解決に向けた取組を行い、管理運営に活かしている。

教員からのニーズは、全学委員会・各学部教授会・教育研究評議会等を通じて、また、事務職員からのニーズは、事務協議会を通じて、管理運営に反映させている。さらに、学内ウェブサイトにも学長のブログを開設するとともに、重要な事項についてはパブリック・コメントを求め学内の意見を聴取している。

また、役員会及び経営協議会には外部の有識者が委員として加わっており、その委員の意見は、管理運営に直接反映されている。

各学部においては、独自に学外の有識者との懇談会等を通じてニーズを把握し学部運営に反映させている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、管理運営に反映していると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

常勤1人、非常勤1人計2人の監事が、業務全般と会計・経理の監査を行うとともに、役員会・経営協議会・教育研究評議会等の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、大学の管理運営に関する諸業務及び会計処理に関して、必要に応じて助言と指導を行っている。監事監査に当たっては、内部監査規則に基づく監査室が補助業務を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営に係る職員の研修等については、地域ブロックごとに開催される研修会及び他機関が企画する研修に参加し資質の向上を図っている。また、大学経営に関する大学院（通信制）に入学した職員への学費の援助、学内における大学経営10回連続セミナー等を実施し、管理運営に関わる教職員の質的向上を図っている。

さらに、ジョブローテーション検討グループを設置し「ジョブローテーション制度」、「キャリアアップ制度」、「適切な評価制度」について構築したシステムが実施段階に入っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本方針として、中期目標に「役員会、経営協議会及び教育研究評議会の効果的な運

営を基礎に、学長を中心とした戦略的かつ機動的な大学運営を推進する」ことを「運営体制の改善に関する目標」として掲げている。その方針を踏まえ、組織等に係る学内規則を整備している。これらの学内規則に、各構成員の責務と権限を明確に示しているほか、学長・理事・学部長・施設長・評議員の選考又は採用に関する規定を明確に示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

組織に係る基本情報や教育・研究・社会連携活動状況等のデータを一元管理した大学情報データベースを始めとする各種データベースを構築し、管理運営に必要なデータや情報を蓄積している。当該大学の理念及び使命、教育理念、中期目標・計画等とともに、これらのデータのうち、研究者情報・入学試験等の大学活動の理解を得るために必要な情報は、大学ウェブサイトに掲載し学内外に公表し、大学の構成員も含め、広く誰もがが必要に応じてアクセスできるシステムを構築し、機能させている。ただ、研究者情報の一部に未完成のものが見受けられる。

これらのことから、一部未完成のものがあるものの、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11 - 3 - 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価の実施体制として、基本構想委員会及び評価分析室を設置している。基本構想委員会では、組織に係る基本情報や教育・研究・社会連携活動状況等のデータに基づく自己点検・評価、中期目標に係る評価等に対応する評価の企画・立案、第三者評価、組織評価及び教員の個人評価並びに評価結果の分析と改善案の策定について審議している。評価分析室においては、専任教員1人を配置し、各部局における自己点検・評価を踏まえ、大学全体の目的や中期目標に係る計画の進捗状況を調査・分析し、必要に応じてヒアリングを実施し、基本構想委員会に改善策を提案している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成13年度に実施した大学基準協会の正会員加盟判定時の自己点検・評価、大学評価・学位授与機構の試行的評価に係る自己点検・評価結果及び各事業年度に係る業務実績の評価結果を大学ウェブサイトで公表している。なお、自己点検・評価の結果については、中期計画において公表することを明記している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成 13 年度に自己点検・評価を実施し、大学基準協会の加盟判定審査による第三者評価を受け、その結果を『山形大学自己点検・評価報告書』として公表した。さらに、平成 18 年度に『大学機関別認証評価自己評価書』を作成し、独立行政法人大学評価・学位授与機構の認証評価を受けている。また、中期目標・中期計画に係る毎年度の進捗状況を報告する事業実績報告書などは、提出前に外部の有識者を加えた役員会及び経営協議会で審議している。各学部においては、独自の外部評価を実施しており、外部者によって検証する体制を整備し、実施している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

自己点検・評価結果を、大学の目的を達成するための改善にフィードバックするシステムは、基本構想委員会及び評価分析室が、ヒアリングを実施するなどして課題を抽出し、担当理事が委員長を務める委員会等で検討し、役員会を中心に課題解決に向けて取り組む形で確立され、機能している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果(案)を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。

機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>基準 7 学生支援等</p> <p>(評価結果の根拠・理由)</p> <p>観点 7 - 2 -</p> <p>附属図書館は、各地区とも休日も開館し学生の自主的学習の支援を行っている。<u>ただ、学生の自主的学習に資するために、開館時間の延長が望まれる。</u>また医学部分館では、無人開館(電子錠利用入退館)システムを利用して大学院学生が24時まで利用できる体制をとっている。</p> <p>【意見】</p> <p>この部分の記述を削除願いたい。</p> <p>【理由】</p> <p>附属図書館の開館時間については、提出した「自己評価書 観点 7 - 2 - 」(p.59)の記述に正確さを欠くところがあった。同頁【観点到に係る状況】の第3段落目の記述に「附属図書館は、各地区とも開館時間は8:45～20:15で」とあるが、正確には自己評価書の別添資料8-1-1- 「附属図書館概要(2005)」(p.13-17)に記載されているように、附属図書館を構成する4館のうち、2館(医学部分館、工学部分館)の開館時間は9:00～21:15(通常期平日、以下同様)であり、1館(中央図書館)が8:45～20:15、1館(農学部分館)が9:00～20:15となっており、半数の図書館は夜間の21:15まで利用できるようになっている。</p> <p>また、各館への訪問調査時に御説明申し上げたように、館によっては学生の要望に応じ</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正を行う。また、これに伴い、【改善を要する点】についても修正を行う。なお、【主な改善を要する点】については記述を削除する。</p> <p>(評価結果の根拠・理由)</p> <p>観点 7 - 2 -</p> <p>附属図書館は、各地区とも休日も開館し学生の自主的学習の支援を行っている。また、医学部分館では、無人開館(電子錠利用入退館)システムを利用して大学院学生が24時まで利用できる体制をとっている。しかしながら、附属図書館の開館時間のさらなる延長を希望する自主的学習意欲の高い学生が多いことから、今後の対応が望まれる。</p> <p>【改善を要する点】</p> <p>附属図書館の開館時間のさらなる延長を希望する自主的学習意欲の高い学生が多いことへの対応が望まれる。</p> <p>【理由】</p> <p>各地区の附属図書館の開館時間並びに中央図書館及び医学部分館において学生の要望に応じた開館時間の延長を行っていることについて確認している。</p> <p>「ただ、学生の自主的学習に資するために、開館時間の延長が望まれる。」という記述については、訪問調査時において工学部Bコースの学生が授業終了後に図書館を利用できないこと、</p>

<p>た開館時間の延長を行っている。具体的には、医学部分館では閉館後24時まで研究室単位に貸与しているキーカードを用いて利用可能であり、中央図書館では試験期間（7月10日～31日、1月22日～2月9日）における開館時間を約2時間延長して8:45～22:00まで開館（自己評価書の別添資料7-2-1- 「附属図書館利用案内等」参照）している。</p> <p>なお、今回の訪問調査の御指摘を踏まえ、中央図書館では平成19年1月に利用者アンケート調査を行った。その要望に基づき、中央図書館では平成19年度には試験期間以外も8:45～21:00までの開館時間とする予定である。また、工学部分館では平成19年度には工学部夜間コースの学生が授業終了後（21:10）にも利用できる環境を提供するために、22:00まで開館時間を延長する予定である。</p>	<p>及び開館時間の延長を希望する学生のニーズが確認されたことから、学習意欲の高い学生への対応が必要であると判断したことによるものである。</p> <p>このことは、当該大学が附属図書館の開館時間の延長についての対応を全くとっていないということではなく、学習意欲の高い学生も多いことから、このような学生に適切に対応していくことは、大学をさらに良くしていくものであるとの考えに基づくものである。</p> <p>したがって、この趣旨が明確となるよう記述を修正することとした。また、誤解を生じることのないよう主な改善を要する点での記述を削除することとした。</p>
--	---

<参 考>

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 山形大学

(2) 所在地 山形県山形市

(3) 学部等の構成

学部： 人文学部，地域教育文化学部，理学部，
医学部，工学部，農学部

研究科： 社会文化システム研究科，
教育学研究科，医学系研究科，
理工学研究科，農学研究科

附置研究所： 該当なし

関連施設： 保健管理センター，医学部附属病
院，附属図書館，地域共同研究センター，学
術情報基盤センター，遺伝子実験施設，高等
教育研究企画センター，留学生センター，教
職研究総合センター，附属博物館，放射性同
位元素総合実験室，環境保全センター，大学
院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，附
属小学校，附属中学校，附属養護学校，附属
幼稚園

(4) 学生数及び教員数（平成 18 年 5 月 1 日）

学生数：学部 8,138 名，大学院 1,287 名
別科 40 名

教員数： 759 名

2 特徴

本学は，昭和 24 年 5 月の国立学校設置法により，山形高等学校，山形師範学校，山形青年師範学校，米沢工業専門学校及び山形県立農林専門学校を母体として，文理学部・教育学部（山形市），工学部（米沢市），農学部（鶴岡市）を有する地域分散型の大学として発足した。その後，昭和 42 年 6 月の文理学部の改組に伴う人文学部，理学部及び教養部の設置，昭和 48 年 9 月の医学部（山形市）新設により，6 学部 1 教養部を持つ総合大学に発展した。

平成 8 年 4 月の教養部廃止に伴い，教育面では，学生は入学当初から各学部所属となり，早くから専門科目に触れるとともに，高学年次においても教養教育を学ぶことができる 4 年（医学部医学科は 6 年）一貫教育の推進・充実に全学を挙げて取り組んできている。特に，全学体制で取り組んでいる教養教育の運営・実施は，総合大学としての利点を効果的に発揮しながら，十分な成果を上げてきている。

この間，全学部に大学院が整備され，現在では，修士課

程として 3 研究科，博士課程として 2 研究科を有しており，岩手大学を設置校とする岩手大学大学院連合農学研究科に参画している。また，附属図書館等の教育・研究を支援するための関連施設が設置されている。

本学の特徴は，次のとおりである。

山形県内唯一の総合大学として教育・研究の中心的役割を担い，これまで多くの卒業生を社会に輩出しており，旧制諸学校時代からの地域社会との強い結びつきが保たれて，地域に根ざした大学づくりを行っている。

その実践例として，山形県で高等教育機関のない最上地域にソフト型キャンパス構想を展開し，学生の参加型人間教育と地域密着型研究を展開している。また，平成 15 年度「21 世紀 COE プログラム」に採択された「地域特性を生かした分子疫学研究」があり，これは，長年に亘る地域保健関係者との共同による健康診断を基礎に立ち上げた分子疫学研究であり「地域に根ざし，世界を目指す」という大学のモットーを具現化したものである。

特定の専門的・職業的能力を有するだけではなく，総合的な判断力と豊かな人間性とを併せ持った人材を育成することが大学における教育の使命であるとの認識に立ち，特に学部段階の教育では，専門的能力の育成と総合的能力の育成とが共に等しく重要であると位置づけている。

教育理念を確実に実現するために，専門教育は，主として学部の専門性に適合した教育課程と環境において行う。教養教育は，学生の専攻する分野の違いを問わずに共通に行うべき教育として捉え，これらが最終的に学生自身において統合されることを理想に掲げている。

学生支援として，学習サポートルームを総合的に活用した「YU サポートシステム」（学生支援）により，学生へのきめ細かい修学支援を図っている。

研究活動面における社会貢献は，社会と連携して共同研究を推進するだけでなく，大学の持つ知的資源を社会に還元するという意味においても重要である。地域貢献を推進する全学施設として地域共同研究センターを設置し，民間機関等との共同研究を更に推進し大学の活性化を図っている。

国際交流は，本学の将来構想における重要な課題と位置付け，アジアを中心とした諸外国の高等教育機関との交流強化を進めている。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

大学の基本的な目標等

本学は、「教育基本法」の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させて、平和的・民主的な国家社会の形成に寄与し、文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的及び使命」とし、以下の理念・使命を掲げている。

大学の理念

「自然と人間の共生」を 21 世紀のテーマとし、教育・研究・地域貢献に真摯に取り組み、次世代を担う人材の育成、知の探求・継承・発展及び豊かな地域社会の実現に努め、もって人類全体の幸福と国際社会の平和的・持続的発展に貢献する。

大学の使命

1. 学部（学士課程）教育を重視した人材養成

学部教育を重視した人材養成を最優先の使命と捉え、教養教育では、幅広く創造的な知性と豊かな人間性を必須の素養として育む。専門教育では、大学院教育との接続も見据え、優れた専門性を養うとともに、特に課題発見・解決能力に優れた人材を養成する。さらに大学院では、実践面を重視した教育課程により、専門分野に強いスペシャリストを養成する。

2. 総合大学の利点を活かした研究の推進

先端的研究に重点的に取り組み、世界水準の研究を推進し、それに支えられた先端の大学院プログラムによる教育を実施するとともに、長期的な基礎研究分野の持続的発展を図る。

3. 開かれた学術・教育の地域拠点の形成

東北地区有数の総合大学として、地域や社会に広く門戸を開放し、様々な学習機会を提供し、社会人・留学生を積極的に受け入れ、産官民との広範な連携を推進するとともに、アジアと日本を結ぶ教育・研究の拠点として、学術・文化の発信及び国際交流の充実・強化を図る。

上記の理念及び使命を実現するために、以下に掲げる目標が設定されている。

教育理念：

1. 基本理念

創造性：高度な研究水準に裏付けられた教育により、すぐれた専門性を有し、時代の要請に対応できる創造力豊かな人材を育成する。

人間性：水準の高い教育指導と学生への手厚い学習・生活支援を通じて、幅広い教養を身につけ、高い倫理観を持ち、豊かな人間性を備えた人材を育成する。

2. 行動理念

地域との連携：研究・教育を通じ地域社会に貢献するとともに、地域社会で活躍できる人材を育成する。また、社会に開かれた大学を目指し地域社会との交流・提携を進める。

国際化の推進：国際交流を進め、研究を通じて人類の福祉に貢献するとともに、世界的視野を身につけ、国際的な場で活躍できる人材を育成する。

応用性の重視：産業・経済、行政を初めとする幅広い社会の要請に対応するため、学際的な研究・教育を促進し、実社会に役立つ人材を育成する。

上記の理念及び使命を実現するために、以下に掲げる目標を設定している。

教育に関する目標

1. 教養教育と専門教育のカリキュラムの一層の充実を図り、豊かな人間性と優れた創造性・専門性を育み、実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材の育成を行う。また、多様な研究成果を活かした教育を通じて、持続可能な社会の実現に向けて、地域や国際社会に貢献できる人材を育成する。

2. 「幅広い教養と豊かな人間性」「社会で活躍するために必須の基礎リテラシー（知的技法）」及び「優れた専門性」を三位一体として培い、課題発見・解決能力等の応用力に秀で、社会に貢献できる人材を育成する。

〔学士課程〕

1. 入学者の選抜方法を含めたアドミッション・ポリシーを明確にし、本学の求める学生の入学を促進するために、多様な入学選抜を実施する。

2. 幅広い教養と豊かな人間性を育み、学問の遂行に必要な基礎リテラシーを養成するため、教養教育の一層の充実を図る。また、高校教育から円滑に大学教育へ移行できるよう、カリキュラムの充実・改善を進め

る。

3. 外国語教育の改革に取り組み、英語については確かな技量の養成を重視し、その他の外国語については、語学的訓練を基盤としつつ国際的な文化理解を重視した内容とする。
4. 21世紀の市民に要求される学際的能力と世界観を育む教育課程を充実させる。
5. 課題発見・解決能力を有し、大学院・実社会において活躍できる優れた専門性を身に付けた人材を養成する。
6. 不断のFD活動により、質の高い効果的な教育方法の確立と教育の質の向上を図る。
7. 他大学との単位互換を積極的に進め、教育課程や教育内容の充実を図る。
8. 公正かつ厳格で、教育効果に反映しうる成績評価の実現を図る。

〔大学院課程〕

1. 各研究科の理念・教育目的に沿ったアドミッション・ポリシーを確立し、入学者選抜方法を見直し改善を図る。
2. 社会人や留学生を含めた多様で質の高い入学者を確保する。
3. 各研究科の教育目的の明確化を図るとともに、入学者のニーズに合致した教育課程を確立する。
4. 各研究科の特性に応じて、課題発見・解決能力を効果的に育成するための教育方法を積極的に導入する。
5. 公正かつ厳格な成績評価を実施する。

教育の実施体制等に関する目標

1. 教育目標の達成と教育成果の向上のため、教員の教育業績を適切に評価し、教職員を適正に配置する。
2. 教育環境の充実を図るため、教育施設の整備を進める。
3. 教育の質の向上を図るため、組織体制の整備と研究活動の充実を図る。

学生への支援に関する目標

1. 学生一人一人の多様な能力を最大限に伸ばすため、きめ細かな学習支援体制を構築する。
2. 快適なキャンパス生活を実現するため、施設・環境を整備する。
3. 課外活動の活性化と学生の地域貢献活動の促進を図る。
4. 学生相談体制の充実を図る。
5. 就職支援体制の一層の整備を図る。

社会との連携、国際交流等に関する目標

1. 地方に位置する大学として、地域社会へ教育・研究成果を積極的に公開し、地域連携窓口を充実させ、地域社会の抱える課題を把握・解決し、地域社会の発展に貢献する。
2. 教育・研究を通じて、国際社会の平和的発展と人類福祉に貢献するため、国際交流を促進し、国際的に活躍できる人材を育成する。

運営体制に関する目標

1. 役員会、経営協議会及び教育研究評議会の効果的な運営を基礎に、学長を中心とした戦略的・機動的な大学運営を推進する。
2. 開かれた大学を目指し、地域社会のニーズを積極的に取り入れて大学運営を推進する。
3. 教育・研究の進展状況や社会的要請及び種々の評価を踏まえ、教育研究組織の整備・充実を図る。
4. 教員の人事に当たっては、水準の高い教育研究活動及び社会貢献を実現するため、多彩な人材を確保できる人事制度を構築し、教員の多様化を促進する。

財務に関する目標

本学の自律性を高めるため、一定の自己収入を確保し、その増加を図るとともに、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。

1. 教育・研究・社会貢献等、大学における主要な業務の質の向上と遅滞ない遂行を図るため、入学試験検定料等一定の自己収入の確保とその増加に努める。また、科学研究費補助金や産学官連携の推進に伴う外部資金の獲得に努める。
2. 教育・研究を充実するため、業務運営の改善及び効率化を図り、経費の節減に努める。
3. 資産を効率的・効果的に運用・管理し、質の高い教育・研究を実現するために、充実したキャンパス環境を整備する。

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

国からの財源措置を受ける国立大学法人として、総合大学にふさわしい教育・研究を展開する。目標達成に努め、その達成度を公表し、社会に対して説明責任を果たす。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学では、昭和 24 年に大学の目的及び使命を策定し基本的な方針を示した。また、平成 13 年に、昭和 24 年以来掲げてきた大学の目的を具体化し、21 世紀を見据えた活動方針として「山形大学のあるべき姿」を取りまとめ、本学の理念・使命をより明確にし、大学全体及び各学部ごとの教育理念を定めた。これらの基本方針を踏まえ、今日まで、本学の目的を達成するための具体的な活動を展開してきた。

理念に掲げている「自然と人間の共生」は、これを 21 世紀のテーマとして位置付け、教育・研究・地域貢献に真摯に取り組み、次世代を担う人材の育成、知の探求・継承・発展及び豊かな地域社会の実現に努める。それにより人類全体の幸福と国際社会の平和的・持続的発展に貢献することを目的としており、これは、学校教育法の規定に適合している。

大学の目的は、全教職員及び全学生に、目的を記載した山形大学概要と学生便覧を配布し、周知を図っている。また、社会に対して、大学のウェブサイト及び入学案内に目的を記載し、広く公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、東北地区 2 番目の規模を持つ学部教育に重点を置いた総合大学として、大学の理念と使命に基づき、学士課程では広く文系と理系の分野に跨って、人文学部・地域教育文化学部・理学部・医学部・工学部・農学部の 6 学部を設置している。学問研究の高度化に対応した大学院の重要性に鑑み、修士課程では、社会文化システム研究科、教育学研究科、農学研究科の 3 研究科、博士課程では、理工学研究科、医学系研究科の 2 研究科並びに岩手大学を設置校とする大学院連合農学研究科を担当している。これらの学部と研究科では、充実した広い教養教育とより深い専門教育との有機的な編成により、創造性豊かな人間性と優れた専門性を育む教育を行っている。それを基盤として実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材の養成及び多様な研究成果を活かした教育活動を通じて、地域や国際社会における次世代を担う人材育成を行っている。

教育活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法に規定する教育研究評議会及び学校教育法に規定する学部教授会を設置している。前者では、主に全学の教育に関する基本的方針と計画を、後者では、学部教育に関する具体的案件を審議し、それぞれの役割を明確に区分し、効率化を図っている。

総合大学としての教育活動に関する重要事項を審議する全学委員会として、教育担当副学長を委員長とする「教育委員会」を設置している。同委員会は、各学部長、各学部選出教員 2 名のほか、学内共同教育研究施設長を委員とし、全学的な委員会構成としている。教養教育に関する事項をこの委員会の下で審議することにより、総合大学としての教養教育と専門教育との有機的な連携を図る体制をとっている。

教育委員会の下には、教養教育の教育課程を審議する「教養教育専門委員会」、教養教育担当教員の確保、授業時間割の編成、学生向けガイダンスの企画立案を行う「教養教育実施委員会」、教育方法の改善に関する審議を行う「教育方法等改善委員会」を設置するとともに、教育方法の改善に関する調査・研究を行い、FD 活動等を推進する専門組織「高等教育研究企画センター」を設置している。

以上のように、本学の教育研究評議会、各学部教授会、各種委員会等は、それぞれその役割と分担を明確に規定し、かつ相互に連携を図りながら活動している。したがって、教育の実施体制は適切に整備され有効に機能している。

基準 3 教員及び教育支援者

本学では、大学設置基準の範囲内で教員組織を編成し、教員の定員管理を行ってきた。本学の教員について

は、学士課程 6 学部・大学院課程 5 研究科と、学内共同教育研究施設及び学内共同利用施設に配置している。博士課程は、修士課程とは異なる組織構成とし、教育レベルに対応した柔軟な教育体制を敷いている。それにより、研究成果を学士課程や大学院課程の講義と演習に反映させて教育研究指導に当たっている。

教養教育は、平成 13 年度から全教員が責任を負う全学体制で実施している。

教員の採用は、原則的にすべての学部で公募制をとっている。国立大学法人山形大学教員選考基準のもとに、学部又は学科の特徴に沿って選考基準を明確に定め、適切に運用している。選考は、学士課程・大学院課程を通して研究業績に加えて、教育実績・教授能力・社会貢献等を重要視して行っている。大学院博士課程における理系教員の助教授以上については、すべて博士の学位又はこれと同等の資格を持つ十分な指導能力のある者で構成している。

教員は、学士・修士・博士課程の教育及び研究指導を行うに十分な数を確保し、活発な教育研究活動を展開している。最新の学際領域は、専任教員のほか非常勤の教員を雇用し対応している。

本学では、大学の目的に応じて教員の活動を活性化するための措置として、年齢構成を考慮した選考を行っている。今後、女性や外国人教員の任用の方策について検討を進めることとしている。任期制は医学部で完全実施しており、他学部でも検討を進めている。

教員の教育活動は、すべての学部とも独自の評価組織で実施し、学生の授業アンケートはすべての学部で実施している。教員相互に公開授業を行っている学部・学科もあり、自己評価の実質化が進んでいる。平成 18 年度から、全学統一基準で教育に関する個人評価を行うシステムを稼働させ、さらに教育の質の向上に役立てることを期している。

教員は、教育内容に研究活動を有機的に取り入れる努力により、学士課程や大学院課程の講義・演習に最新の研究知見を加味し継続的に内容の更新に努めている。

教育支援は、事務職員を適切に配置し、実験・実習・演習には、技術職員や大学院学生の T A を活用し、支援体制を十分に機能させている。

基準 4 学生の受入

本学の基本理念及び教育目的に沿って、アドミッション・ポリシーを明確に定めている。アドミッション・ポリシーは、各学部・学科ごとに具体的に明示されている。さらに、ウェブサイトをはじめ、大学及び学部案内、入学者選抜要項、学生募集要項に掲載・公表し、高等学校訪問・オープンキャンパスで進路指導教員や高校生に直接説明できる機会を設定し周知を図っている。

学生の受入れは、アドミッション・ポリシーに沿って、学力検査のほか、面接（口頭試問を含む）、小論文、実技検査等により、受験者の学力、思考力、コミュニケーション能力、人間性、適性、関心や意欲等を総合的に判定している。高専や短大からの編入学生、私費外国人留学生、社会人特別選抜等、学部・大学院にわたり多様な学歴や経験を有する者に対応した入学試験を実施し、学生の適正な受入れを図っている。

入学者選抜の実施は、入学試験委員会が全てを統括し、その下で各専門委員会や各学部の入学試験委員会が実質的な作業を行っている。入学者選抜試験の実施計画、試験問題の作成及び査読・校正、試験の実施、試験の採点及び合格者判定においては、個々の業務における責任の所在を明確にしており、適切な実施体制を構築している。これによって、入学者選抜試験は公正に実施されている。

入学者選抜試験の検証と改善は、入学者選抜方法研究委員会が、受験生の動向、入学試験の結果、入学後の学業成績の追跡調査、学生へのアンケート、高等学校教諭との意見交換等、様々な視点から情報を収集し、入学者選抜の検証を行い報告書にまとめている。この報告書を踏まえて、各学部で独自の調査を行い、入学者選抜試験の改善を図っている。

入学者の状況は、過去数年間では、各学部とも若干入学定員を上回るもののほぼ定員通りであり、入学定員と入学者数とは適正な関係にある。大学院において一部の研究科で入学者数減少の徴候がみられる。今後、エンロールメント・マネジメント室を中心に、学部・大学院学生の受入れに関する有効な対策を検討していく予定である。

基準 5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

本学の学士課程は、教養教育科目と専門教育科目がバランスよく構成されており、また、講義・演習・実験・実習等の授業形態の組合せも適切である。

授業内容は、授業区分が領域ごとに具体的に定められ、個々の教員の研究活動の成果を反映したものとなっている。また、インターンシップを授業科目として医学部を除く各学部で取り入れており、早期から職業意識を持たせる教育課程により社会の要請にしている。

授業に当たっては、少人数授業、対話・討論型授業を中心とした学生参加型の形態を積極的に採用し、GPAを活用したYUサポーターシステムによる個別修学指導とともにTAを活用したきめ細かい指導が行われている。

学習環境は、附属図書館及び学術情報基盤センターを始め、自主学習を支援する環境が整えられている。

成績評価は、シラバスに評価基準を明記することにより学生に周知し、厳正な評価を行っている。また、卒業認定についても、各学科会議を経て出された原案を教務関係委員会及び教授会において審議の上、判定を行っており適正に実施している。

< 大学院課程 >

本学大学院の教育課程は、主に高度な専門性を養う講義と、主に研究能力を養う演習・実験・実習及び学位論文の指導がバランスよく構成されており、対話型・討論型の科目が数多く設けられている。さらに、各研究科がそれぞれ目的に応じた特色ある科目を設けている。各科目の概要は、全学生に配布する履修要項等に記載している。ほとんどの研究科の修士課程・博士前期課程でシラバスを作成しており、講義目的、計画、成績評価方法は詳細に記載している。

修士論文の研究指導は、指導教員（看護学専攻は別に補助指導教員も定めている。）により懇切に行われている。学生は、多くの専攻で中間発表などにより複数教員の指導を受ける機会がある。博士論文の指導は、複数の教員からなる指導教員グループを組織して行う。また、TAやRAの制度を活用し、学生の教育能力を育成している。修了認定基準・学位論文の審査基準は、明文化して学生に周知するとともに厳格に適用している。

基準 6 教育の成果

大学において、学生が身に付けるべき学力・資質・能力及び養成しようとする人材像等に関する本学の方針は、山形大学 2006 年度総合案内、インターネットの各学部のホームページやシラバス、教養教育の基本方針などにより明示されている。さらに、学部・学科ごとの概要・特色等の紹介も学生及び教職員に広く周知されている。

また、教育方針の達成状況を検証・評価する取組みについては「履修状況調査」「授業改善アンケート」「在学生や卒業生へのアンケート調査」などを実施し、いずれも報告書にまとめている。

学年進級時及び卒業時における学力・資質・能力は、各学部の担当委員会と教授会によって審議している。就職率は、いずれの学部も 90%を超えている。

また、各種国家試験の合格率は上昇傾向にあり、特に平成 18 年施行の医師国家試験は全国 18 位、国立大学

10位と高い。修士・博士論文の多くは学会などで発表され、学術誌にも掲載されている。

教養教育や各学部での「学生による教員の講義内容への評価」では、いずれも総合満足度は高いという結果が出ている。全学的に実施した「山形大学に関するパーセプション把握調査」や学部で実施した「卒業生に対するアンケート」でも同様の結果を得ていることから、大学の意図する教育効果があったと判断できる。一方、外国語による会話能力の向上については、教育課程の改善を求められている。

地方大学としての山形大学では、地域の活性化・振興・貢献なども求められている。卒業生のうち県内に職を求める者も少なくなく、この観点からも教育の成果が上がっていると判断できる。

卒業・修了生の学力や資質・能力については、就職先などから事情を聴取したり、学部の進路指導委員による企業訪問の際に、企業に在職する卒業生から聴取し評価を得てきている。

また、医師・看護師を含めた就職先は県内が最も多いため、様々な機会ですら直な評価を聞ける機会は多い。企業等からのアンケート調査結果を踏まえ、それらを総合すると、卒業生の評価は学力等に問題がなく、人物像として率直・真面目・努力を惜しまないなどのプラス面が多いと判断できる。一方、おとなしく積極性に欠ける傾向を指摘されている。プラス面も含めて東北人気質を反映したものと思われる。

以上のことから、本学の教育の成果は十分上がっていると判断する。

基準7 学生支援等

ガイダンスは、各学部・学科・専攻・学年別で、各学期始めに、教育課程・履修手続・学生生活等に関してきめ細かく行っている。また、入学時には教養教育ガイダンスと各学部の新入生ガイダンスを実施している。履修指導・学習相談などについては、「YUサポーターシステムの学生相談・指導体制」にもとづき、アドバイザー教員が、オフィスアワーを設定し懇談会を設けるなどして、懇切丁寧に指導している。学生の生活実態調査や各学部等での授業改善アンケートを実施し、その結果も踏まえて、学生の学習に対するニーズの把握に努めている。

各地区ごとに学生の自主的学習環境の整備を進めており、各学部や部局等では、学内LANと接続したパソコンを設置し、学生も頻繁に利用している。平成17年度には、学生が持ち込むパソコンでも学内LANの使用が可能のように無線LANを導入しており、平成18年度はそのサービスを附属図書館等に拡大することとしている。また、附属図書館では利用者のニーズに合わせて休日や夜間も開館しており、多くの学生が利用している。各学部では、自習室や学生用多目的室等を漸次確保し効果的に利用されている。

サークル活動は、全学及び各地区で行われており、それらを統括する組織が学友会である。学友会は活動方針の決定や予算配分を行っている。各学部の後援会はサークル活動を財政的に支援している。教職員は、各サークルの顧問就任・交流会等参加を通して関与している。健康相談、特に精神面の相談については、保健管理センターが中心となって対応しており体制は整っている。昨今相談件数が急増しており、今後相談員の増員の検討が必要とされる。就職指導については、就職課による多様な企画並びに就職担当教員の働きかけ及び各教員の協力体制は整いつつある。学生が意欲的に志望職種に就くために努力するようになってきているが更なる努力が必要である。各種ハラスメントについての相談体制は、全学・学部レベルで整備されている。

留学生に対しては、留学生センターを中心として、チューター等とも協力しながら支援を行っている。日本語や日本文化に関する研修を実施する等、修学・生活面で支援体制は整っている。また、障害を持つ学生への支援として、障害者用トイレやスロープ等のバリアフリー対応の設備改修を行っている。

学生寮は、小白川地区に男子寮1、混住寮1、女子寮1があり、米沢地区と鶴岡地区に男子寮がそれぞれ1の合計5つの寮がある。小白川地区は収容定員をほぼ満たしている。老朽化した米沢・鶴岡地区の学生寮の改修に係る検討を早急に進め、対策を講じる必要がある。

このように、学生の修学（編入学生への学習支援、補習を含む）、就職、生活等において、学生のニーズに合わせて適切な支援を行うための体制が整っている。

基準 8 施設・設備

本学は、その教育研究活動の運営と実践のため、大学設置基準を上回る土地・建物を有し、それらを有効に活用している状況である。「大学ランキング 2007（朝日新聞社）」では、校地・校舎面積はAランク評価され、学生一人当たり面積では全国 723 校中 22 位、改修済み（非老朽化）施設比率では、35 位（75.2%）と高位に位置している。

学術情報基盤センター及びIT戦略会議が中心となって、サイバーキャンパスを実現するため、情報メディア基盤の整備を図っており、分散している各キャンパス間の通信ネットワークを整備し、平成 13 年に 1 Gbps の高速通信ネットワークに改善した。学内ネットワークは、学外からの攻撃や不正アクセスに対する防御のため、ファイアウォールを設置するとともに各キャンパス間においてもファイアウォールを設置するなど、コンピュータウイルス等の対策を講じている。

情報関連教育施設は各キャンパスに配置されており、合計 567 台のパソコンを配置し、情報処理教育や自習室として整備している。また、研究室配属の学生のための学内 LAN が整備されている。さらに、平成 17 年度から、学生が持ち込むパソコンでも学内 LAN の使用が可能ないように無線 LAN を導入しており、そのサービスの附属図書館等への拡大を図っている。学生一人当たりの PC 設置台数も全国 723 校中 79 位（0.79 台）と高位である。

附属図書館では、平成 17 年 4 月 1 日現在、図書 1,022,714 冊、受入雑誌 6,144 種類が整備されている。また、電子的情報資料として欧米の主要な学術出版社の 4,900 種類以上の電子ジャーナル及び国際的な引用文献索引データベースである Web of Science の全部門が昭和 59 年分以降整備されている。視聴覚資料としてビデオ（1,364 種類）、レーザーディスク（131 種類）、コンパクトディスク（66 種類）等の整備を図っている。学生用図書については授業を担当する教員に推薦を依頼し、各図書館・分館の図書委員会で選定し、体系的整備を図るとともにシラバスに掲載している参考図書は全点収集し、更に学生から購入希望のあった図書を優先的に購入している。

さらに、蔵書の検索のためにオンライン蔵書目録（OPAC）を用意し、図書及び雑誌の目録データを全て入力している。これらの資料は附属図書館内の利用や館外貸出ができるのみならず、電子ジャーナル及びデータベース等の電子的情報資料についてはキャンパス内から 24 時間利用が可能であり、利用の便を図っている。また、附属図書館のウェブサイトを通じて、県内大学図書館を始めとしてインターネット上にある教育研究上必要な学術資源へのリンク集を用意している。

以上のとおり、本学の教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備、図書等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学の教育の状況については、高等教育研究企画センターが、教養教育に係る活動の実態を示すデータを蓄積するとともに、各学部の関係委員会が学生の授業アンケート調査を含め収集・蓄積している専門教育に係る活動データも掌握し、自己点検・評価に反映させている。また、教養教育に係る学生の授業改善アンケートは、全学的に平成 12 年度から実施し、教育方法等改善委員会がその集計・分析結果をとりまとめ、毎年度末に発行する『教養教育改善充実特別授業報告書』に収録・発表しデータを蓄積している。さらに、学生生活委員会が、5 年ごとに学部学生を対象にアンケート調査を行っており、その結果は『学生生活実態調査報告書』として公

表している。

授業担当教員は、アンケート調査結果をみて、自分に対する学生の評価を知るだけでなく、他の教員と比較することも可能であり、授業改善に効果的に利用している。教養教育の自己点検・評価の結果は、教育委員会の基本方針のもとに教育方法等改善委員会の作業部会（ワーキンググループ）で検討し、継続的に授業改善を行ってきている。

平成 16 年には、学外の専門会社に委託して、在学生、卒業生と受入企業関係者等に対する教育効果等アンケート調査を行い、平成 17 年 6 月に山形大学に関するパーセプション調査結果として取りまとめた。そこで指摘された学外関係者の意見は、『教育効果・広報に関するアンケート結果』に見る改革に向けた検討課題」として整理し、教育委員会等の学内の各種委員会で改善に向けた検討・取組を進めている。

高等教育研究企画センターでは、教育方法等改善委員会と連携して、授業改善アンケートの分析・評価結果をFD研修等に活用している。具体的な改善事例は、『教養教育改善充実特別授業報告書』及び平成 15 年に発行された授業改善ハンドブック『あっとおどろく授業改善 山形大学実践編』などに紹介し、全学的な情報の共有を図っている。

このように、本学の組織的に実施しているFDは、新しい授業の設計、ワークショップ及び公開授業による授業改善のヒントやアドバイスを得ることにより、教育の質の向上・授業改善に結びついている。

教育支援者であるTA及び技術職員に対しては、担当教員が中心になって学生指導方法の指導を行うとともに、学内外において技術職員の資質向上のための研修を実施している。

基準 10 財務

本学の資産は、法人化以前の土地・建物等すべての出資を受けていることから、安定した教育研究活動を遂行できる資産を十分に有している。経常的収入の継続的確保として、自己収入（授業料、入学料、検定料、病院収入等）については、今後も安定した収入を継続的に確保し、教育研究活動の基盤経費とすることとしている。また、競争的資金を含めた外部資金獲得等の重要性は、学内共通の認識となっており、特に外部資金獲得のため「研究プロジェクト戦略室」に専任教員を配置するなど、継続的・安定的な資金確保を図る体制を構築している。

本学の運営方針である「中期計画・年度計画」「中期財政計画」及び「予算編成方針」の策定に当たっては、学内の関係委員会での審議・協議・報告のほか、学外有識者の提言・意見を得ている。

中期計画・年度計画等はウェブサイトに掲載するなど、適切な収支に係る計画を策定し公表している。

教育研究活動に要する経費については、前年度以上の配分額を確保し、教育・研究の重点化及び活性化を図るなど、適切な資源配分を実施している。

財務諸表等については、文部科学大臣の承認後、官報に公告し、監事及び会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学のウェブサイトに掲載するなど適切な形で公表している。また、財務監査として、法人規則及び法令に基づき内部監査、監事監査及び会計監査人監査を実施し、いずれも適正である旨の報告書が提出されている。

基準 11 管理運営

本学には、大学の目的の達成に向けた管理運営のための組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会等を設置し、学長がリーダーシップを発揮して機動的な大学運営を行うために必要な支援体制と補佐体制を整備している。事務組織は、事務局に4部を、6学部（医学部にあつては附属病院を含む。）及び附属図書館に各々事務部を置き、大学の管理運営に参画するとともに、教育研究活動を支援しており、必要な職員が配置されて

いる。

大学の意思決定に当たっては、教育・研究に関する審議を行う教育研究評議会と経営に関する審議を行う経営協議会の議を経て、役員会が審議を行った上で、学長が意思決定を行い執行する体制をとっている。また、学長を補佐する理事が全学委員会の委員長を務めることにより、迅速かつ機動的な業務遂行に当たっている。なお、全学の意思決定を円滑に行うため学部等との連携・協力を図る学部長会議を毎月1回開催している。

学生・教職員・その他学外関係者のニーズの把握については、次のような取組を行っており、そこで得られた課題を適切な形で管理運営に反映している。

「5年毎に行う学生生活実態調査」「每学期実施する学生による授業評価」「YUサポーターシステム（修学支援）」を介する学生のニーズの把握

高校生・卒業生・企業等に対する「教育効果・広報アンケート調査」「学外有識者との懇談会」による社会のニーズの把握

校内各種会議等を介した教職員のニーズの把握

本学の諸活動に対しては、監事2名が業務全般と会計・経理の監査を行うとともに、役員会・経営協議会・教育研究評議会等の重要な会議に出席し、必要に応じて適切な助言と指導を行っている。

監事監査に当たっては、内部監査規則に基づく監査室が補助業務を行っている。

管理運営に当たっては、学内外の各種研修会等を活用し、組織的に教職員の資質向上を図っている。また、管理運営に関する基本方針を中期目標に明確に定め、それを踏まえる形で管理運営に関する学内規則を整備し、管理運営に関わる役員等の選考・責務・権限等も規則として明確に示している。

一方、大学の目的・計画・活動状況に関する情報は、一元化した管理体制で蓄積し、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムとしている。これらの情報に基づき、大学の諸活動の総合的な状況について、自己点検・評価を行う実施体制を構築して点検・評価を行っている。各部局への予算配分についても、評価に基づいた適正な配分を取り入れている。

これらの自己点検・評価の結果については、ウェブサイト等で大学内及び社会に対して広く公開するとともに、外部の有識者を加えた経営協議会で審議し検証する体制を整備している。

評価結果や検証で得られた大学の目的を達成するための課題については、学長を中心とする執行部が、各種委員会等を通じて改善に取り組む体制が確立され、満足すべき成果を上げている。